

蒲原小中一貫校校舎建設基本計画書

令和4年6月

静岡市教育委員会

目 次

1. 施設整備の前提条件	
1-1 計画の目的	1
1-2 蒲原地区の地域特性	2
1-3 静岡市の教育方針についての現状・課題	5
1-4 学区域について	11
1-5 施設配置	13
1-6 建設に関する諸条件	13
1-7 児童・生徒数の推計値について	14
1-8 特別支援学級の配置について	17
2. 計画の条件	
2-1 計画学級数	18
2-2 施設計画の条件	20
2-3 敷地・施設の現況	22
3. 基本計画の目標（コンセプト）	
3-1 SDGs の取組みにおける小中一貫校の在り方について	29
3-2 義務教育9年間における小中の連携	38
3-3 地域とのつながり	40
3-4 施設計画の目標	41
3-5 諸室構成の考え方	43
4. 基本計画案	
4-1 基本計画案の方針	52
4-2 検討の経過	55
5. 事業スケジュールと今後の課題	
5-1 事業スケジュール	58
5-2 工事工程スケジュール	59
5-3 建築関係法令・条例等	60
5-4 設計段階に向けた検討と課題	61

1. 施設整備の前提条件

1. 施設整備の前提条件

1-1 計画の目的

<背景と経緯>

本計画は、静岡市清水区蒲原地区にある二つの小学校（蒲原西小学校及び蒲原東小学校）と蒲原中学校を一体とした施設一体型小中一貫教育校の新設を求める地域の方々からの要望を踏まえ、蒲原中学校敷地に9学年すべての子どもたちが共に学ぶことのできる地域の特色が活かされた新校舎を建設することを目的とします。

令和3年度には、地域の方々及び保護者、学校関係者等の参画により、新校舎建設に関するワークショップを開催しました。

<ワークショップによるコンセプト案>

ワークショップで提案していただいた案の中からキーワードを選出し、整備コンセプトを決定しました。（42ページ参照）

○ワークショップ提案の一部

- ・ 明るい、楽しい、面白い、元気になる、行きたくなる子ども主体の学校
- ・ 地域交流を通して蒲原を好きになる
- ・ 日本一の富士山を学校の財産とし、施設計画に生かす
- ・ 防災意識を高め、安全で安心して学べる学校
- ・ お互いを思い合える(ジェンダー)異学年交流
- ・ 子どもも大人もワクワクドキドキ
- ・ おいしい給食があり、いろんな人との交流がある子どもたちが大きく成長できる学校

◆ワークショップのテーマと開催日時

	テーマ	開催日時	出席者数
第1回	「オリエンテーション」	7月13日（火）19時~21時	24名
第2回	「どのような学校をつくっていきますか」	7月27日（火）19時~21時	21名
第3回	「地域と学校とのつながりの場について」	中止（代替措置：ワークショップ参加者へのアンケート）	
第4回	「子どもたちの声をきこう」	中止（代替措置：児童・生徒へのアンケート及びヒアリング）	
第5回	「大まかな部屋の配置をしてみよう（ゾーニング）」	10月12日（火）19時~21時	20名
第6回	「まとめ」と「コンセプトをつくろう」	10月26日（火）19時~21時	17名

1 - 2 蒲原地区の地域特性

<気候風土について>

蒲原地区は、静岡県の中中部、富士川河口右岸に位置し、東は富士川を境に富士市に接し、北は富士市、西は由比地区に接しています。また、南は駿河湾に面し、東西約 6.4km、南北約 3.8km のほぼ台形の区域を形成し、面積は 14.69k m²です。

蒲原地区の気候は、典型的な太平洋型海岸性気候で、冬は温暖で降雪はごくまれであり、年間の平均気温は 16～17℃となっています。年間降雨量は、平均 2,500mm で、春から夏にかけて多く、秋から冬は少ないです。風向は、夏は南西、冬は北北東の風が多く、一年を通じて昼間は南からの穏やかな海風、夜間は北からの陸風が吹く海岸地方特有の気象です。

地区内には東海道本線蒲原駅・新蒲原駅、東名高速道路蒲原バス停があり、また国道 1 号線、県道 396 号線が市街地を縦断しています。

<歴史について>

蒲原地区は、江戸時代に整備された旧東海道の 15 番目の宿場町であり、産業や文化が交流する拠点でした。江戸時代から残る旅籠屋の建物、なまこ壁や格子戸といった家並みが残る歴史ある地区です。現在も蒲原宿場まつり等の地域行事が行われており、後世へ歴史を伝える地域性が残っています。また、地域への愛着や誇りを育てるために授業でも積極的に取り入れています。

○蒲原地区の街並み



出典：静岡市 HP

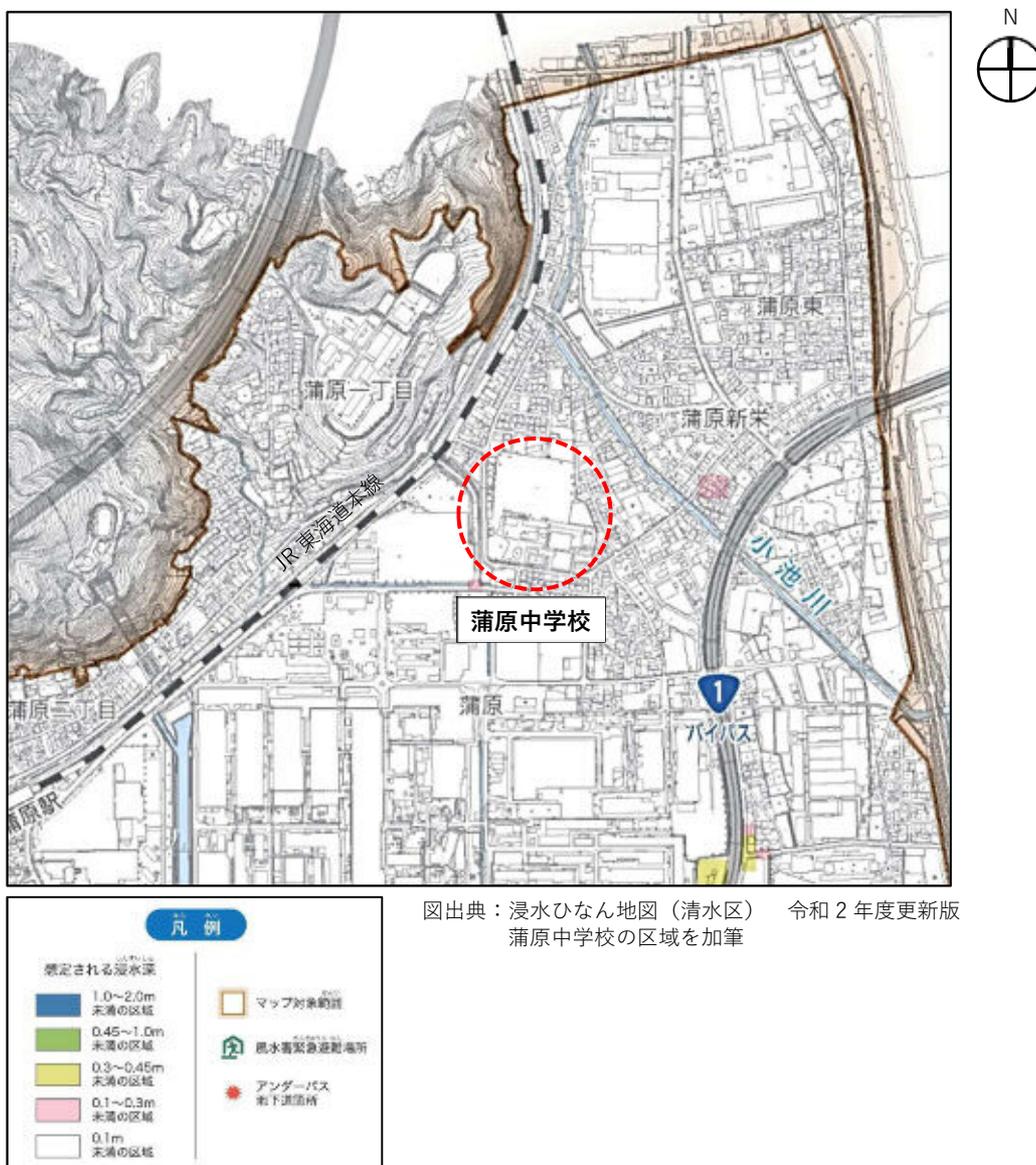
<防災上の周辺環境の状況>

近年では、全国で局地的な大雨などによって大規模な浸水被害が年々増加しています。静岡市においても平成 15、16 年及び 26 年に整備水準を超える大雨により床上、床下浸水などの大きな被害が発生しており、雨の降り方によっては、施設の整備だけでは難しくなっています。

こうしたことから、大雨による浸水の発生しやすい範囲や浸水の深さを把握し、日ごろから大雨への備えに活用するため「浸水ひなん地図（内水ハザードマップ）」や「洪水ひなん地図（洪水ハザードマップ）」が作成されています。

○浸水ひなん地図（内水ハザードマップ）

蒲原中学校の敷地は、浸水エリアの想定区域外となっています。敷地の周辺一部では、0.1m～0.3m 未満の区域が見受けられます。

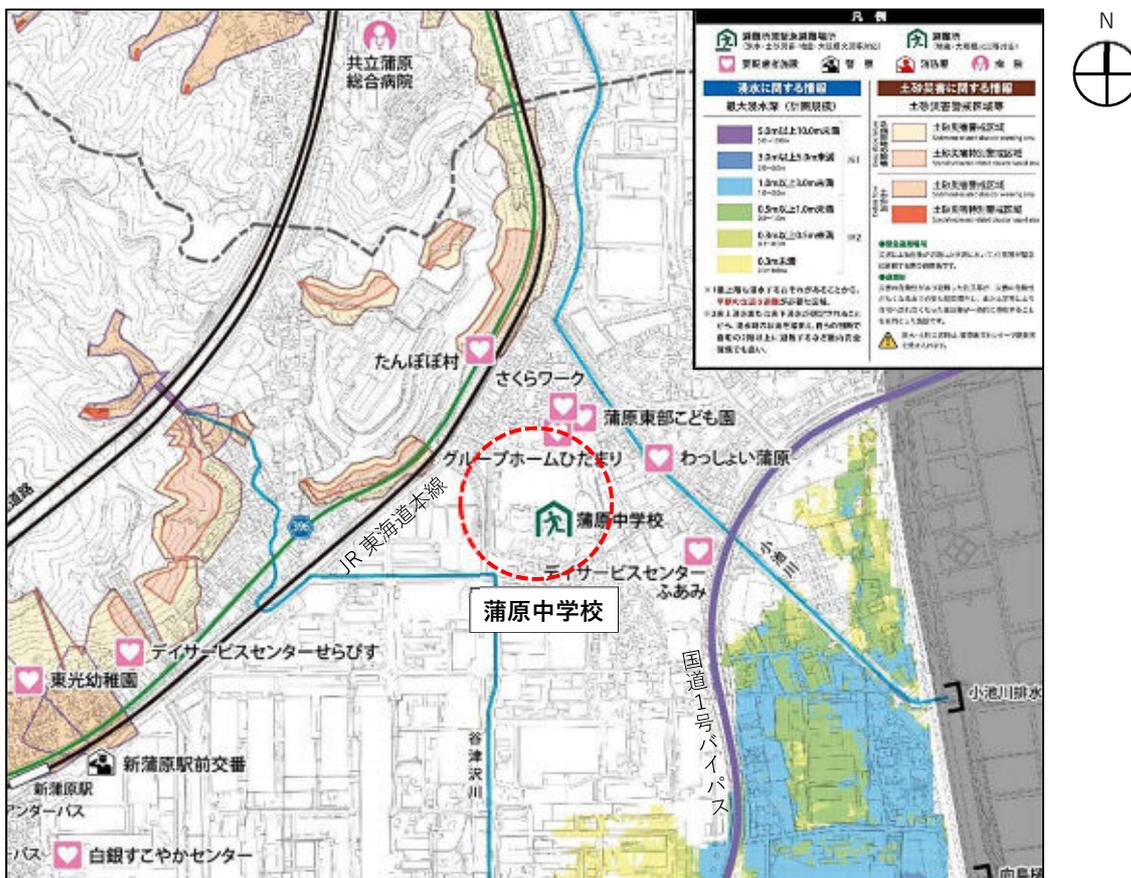


図出典：浸水ひなん地図（清水区） 令和 2 年度更新版
蒲原中学校の区域を加筆

○洪水ひなん地図（洪水ハザードマップ）

本計画では、静岡市の洪水ハザードマップにおける計画規模（150年に一度程度の降雨）及び想定最大規模（1000年に一度程度の降雨）のうち、計画規模について検討します。

蒲原中学校の周辺は、浸水及び土砂災害に関する想定区域外となっていますが、JR 東海道本線北側の一部に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されています。



図出典：静岡市 洪水・土砂災害ハザードマップ 富士川 計画規模 蒲原中学校の区域を加筆

○避難所指定

現在、蒲原中学校は静岡市地域防災計画で下記のとおり指定されており、新校舎建設後も指定は継続されます。

- ・地震・大規模火災等緊急避難所（広域避難地）
- ・地震緊急避難場所（一次避難地）
- ・津波避難ビル（3F～屋上）
- ・指定避難所（体育館）
- ・救護所
- ・防災ヘリポート（グラウンド）
- ・耐震性貯水槽設置場所
- ・洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設

また、静岡県の「避難所運営マニュアル」では、避難所は地域や避難利用者が主体的に運営することとされ、日ごろから学校（施設管理）と地域（施設運用・運営）の信頼関係を築くことが重要です。避難が長期化した場合、学校運営と避難所運営が併存する可能性もあることから、学校運営と切り離れた避難所運営が可能な施設構成の検討が必要です。

1-3 静岡市の教育方針についての現状・課題

静岡市では、目指す子どもの姿を「たくましく しなやかな子どもたち」とし、「第2期静岡市教育振興計画（平成27年2月）」、「静岡型小中一貫教育カリキュラム（平成30年2月）」を定めています。以下、各々について、本計画に関わる部分を抜粋します。

（1）第2期静岡市教育振興計画の概要

◆目指す子どもたちの姿 ～たくましく しなやかな子どもたち～

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化のさらなる発展など、社会変化が激しい中でも、常に夢と希望を持ち、自らの未来を切り拓く『たくましく しなやかな子どもたち』こそ、本市が目指す次代を担う子どもたちの姿です。

【たくましく しなやかな子どもたちの具体的な姿の例】

① 確かな学力、豊かな心・感性、健やかな体を備える子どもたち

② いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、行動することができる子どもたち

③ 様々な視点で物事を見ることができ、他人の考えを受け入れ、協力し合いながら、問題解決ができる子どもたち

④ 社会性を備え、静岡市民として、地域社会や世界で活躍する子どもたち

◆計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項により、地方公共団体に策定が求められている「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

本市教育のビジョンを示すとともに、教育振興のための具体的な施策を総合的かつ体系的に示すもので、平成22（2010）年度から26（2014）年度までの5年間を計画期間とする「第1期静岡市教育振興基本計画」の基本理念を継承します。

また、本市政運営の基本計画である「第3次静岡市総合計画（3次総）」と連動していきます。

◆計画期間

本計画は、3次総に合わせ、平成27(2015)年度から令和4(2022)年度までの8年間を計画期間とし、各施策の取組状況などの点検評価を毎年度行うとともに、その点検評価結果を計画内容の見直しに反映することで、より効率的・効果的な教育の実現を図ります。

◆計画の対象

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会、これらを支える行政を含めた教育に関わる取組を対象とします。

◆本市教育施策の基本的な方向性

方向性1 知・徳・体のバランスがとれ、社会の変化にも対応できる力を持った子どもたちを育てる

《施策》

- ① 学力向上
- ② 豊かな心・感性の育成
- ③ 健やかな体づくり
- ④ 一人ひとりにニーズに対応した教育・支援
- ⑤ 静岡『市民』を育てる教育（シチズンシップ教育）
- ⑥ 社会の変化に対応する教育
- ⑦ 特色ある幼児教育の推進
- ⑧ 特色ある高等学校教育の推進

方向性2 家庭・地域との一層の連携により、子どもたちを育てる

《施策》

- ⑨ 家庭との連携による教育・支援
- ⑩ 地域との連携による教育・支援
- ⑪ 企業等との連携による教育・支援
- ⑫ 生涯学び続けられる環境の確保

方向性3 信頼される学校づくりを進める

《施策》

- ⑬ 質の高い人材の確保
- ⑭ 教職員の資質向上と多忙解消
- ⑮ 開かれた学校の運営
- ⑯ 学校間の連携
- ⑰ 安心・安全の確保

方向性4 良好な教育環境の整備を進める

《施策》

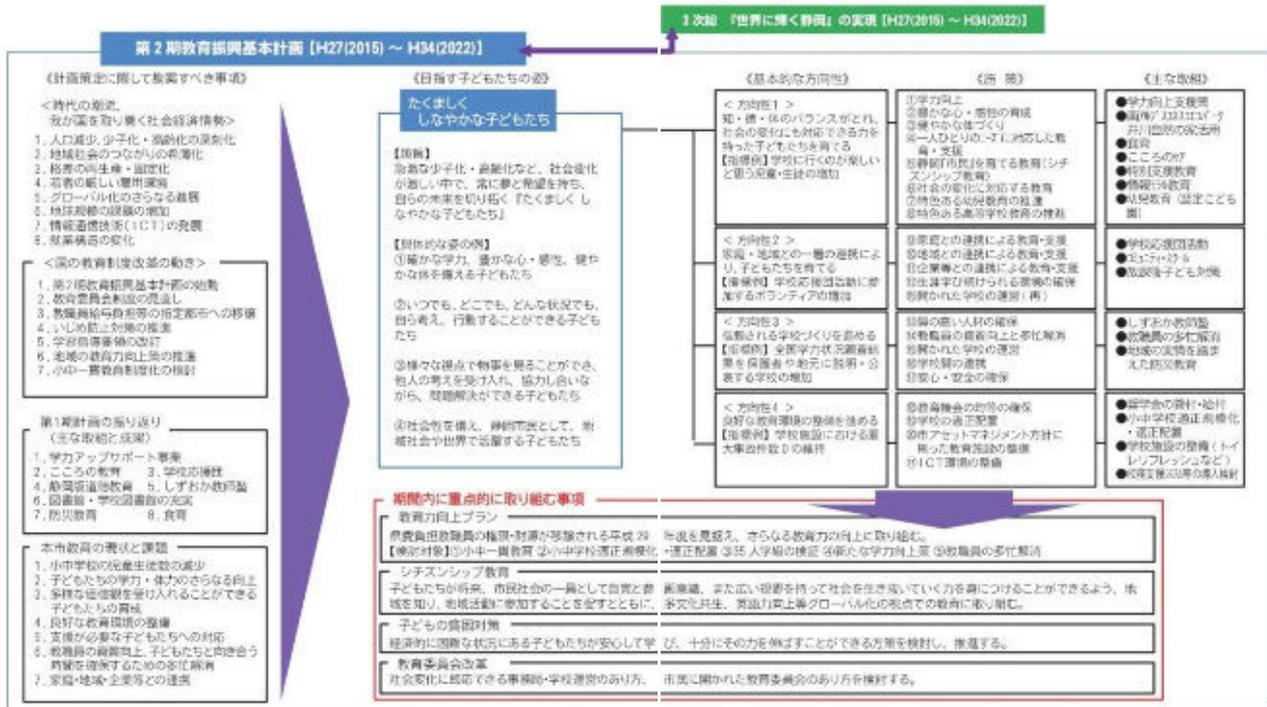
- ⑱ 教育機会の均等の確保
- ⑲ 学校の適正配置
- ⑳ 市アセットマネジメント方針に則った教育施設の整備
- ㉑ ICT環境の整備

◆計画期間内に重点的に取り組む事項

- ・教育力向上プランの策定・推進
- ・シチズンシップ教育の推進
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・教育委員会革命の推進

◆本市教育の現状と課題

- ・小・中学校の児童生徒数の減少
- ・子どもたちの学力・体力のさらなる向上
- ・多様な価値観を受け入れることができる子どもたちの育成
- ・良好な教育環境の整備
- ・支援が必要な子どもたちへの対応
- ・教職員の資質向上、子どもたちと向き合う時間を確保するための多忙解消
- ・家庭・地域・企業等との連携



第2期静岡市教育振興基本計画（平成27～34年度）より抜粋

（2）静岡型小中一貫教育カリキュラムの概要

本市では、子どもたちの学習支援や環境整備など、地域社会による各小・中学校への支援活動である「学校応援団」や、「義務教育9年間の学びの連続性の保障や地域の子どもに共通する課題の解決」を目的に、中学校区単位で「近隣校研修（小中連携研修）」の取り組みを行ってきました。

これらの本市ならではの強みを基盤に、私たちは小学校と中学校の「たての接続」と学校と地域社会との「よこの連携」を一体として進めることとし、これを「静岡型小中一貫教育」と名付け、令和4年度から全中学校区で実施します。



静岡型小中一貫教育リーフレット【Ver.3】より抜粋

◆静岡型小中一貫教育の目的と方策

<静岡型小中一貫教育の目的>

- ・静岡型小中一貫教育は、「つながる力」（社会的な絆）の育成を目指します。
- ・「つながる力」は、シチズンシップやコミュニケーション能力といった人や社会と相互に作用するために必要な資質や能力であり、将来の予測が難しい社会において、地域社会や世界の中で活躍するために不可欠な力です。
- ・「つながる力」を身に付けた児童生徒は、「世界的な規模で考えて、身近なところから行動する」ことができます。これは、静岡市、さらには我が国の持続可能な発展に必要な「グローバル人材」の姿となります。
- ・「つながる力」は、静岡市ならではの豊かな教育的資源を活かし、学校間の地域との協働・交流を強化する「静岡型小中一貫教育」において、さらに育成することができます。

<静岡型小中一貫教育の方策>

- ・静岡市教育委員会は、学習指導要領や第2期静岡市教育振興計画・静岡型小中一貫教育推進方針を踏まえ、「静岡型小中一貫教育カリキュラム」を策定します。これにより、グループ校の小中一貫教育課程を編成・実施するための基本的な考え方や内容、事例を示します。
- ・グループ校は、管理職が参加するグループ校運営協議会等の「学校間をつなぐ組織」や保護者・地域代表と学校が参加する小中一貫教育準備委員会等の「学校と地域とをつなぐ組織」を設置します。これにより、小学校と中学校の「たての接続」と学校と地域社会の「よこの連携」を組織として、強化します。

◆静岡型小中一貫教育カリキュラムの特色

<特色1>

- ・これまで各学校の教育課程の編成・実施において推進してきた近隣校や地域との連携などの「たての接続」と「よこの連携」をさらに発展・進化させます。そのため、静岡型小中一貫教育カリキュラムでは、グループ校が学校間や地域との「つながり」を手段として、校長のマネジメントのもと教職員が英知を結集して、9年間を見通した特色ある教育活動を実践することを重視します。

<特色 2 >

- ・これまでの小中一貫教育は、児童生徒の交流や乗り入れ授業などの教職員の協働が教育活動として重視されてきました。それをさらに進めて、静岡型小中一貫教育カリキュラムでは、次の4視点を踏まえるものとします。
- ・学校間のつながりを、たての「つながり」として、
 - 【視点1】学校の教育目標を共有していること
 - 【視点2】9年間の連続性、系統性を強化した教育課程を編成・実施すること
 - 【視点3】協働・交流のある教育をすることとします。
- ・また、地域と学校をつなぐつながりを、よこの「つながり」として、
 - 【視点4】地域と連携する教育をすることとします。

<特色 3 >

- ・これまでの各学校単位で同質の教育活動を展開する教育（標準性・統一性を重視）に加えて、グループ校の地域性を生かした「地域ならではの特色ある教育」（独自性を重視）をより一層、推進します。

◆静岡市教育課程編成基準改訂の基本的な考え方

- ・静岡型小中一貫教育をよりよく推進できるよう、静岡市教育課程編成基準において、授業日数、年間時数、日課表・週課表の取扱いについて、より弾力的に運用できるよう見直します。
- ・静岡型小中一貫教育をより一層充実させるために、グループ校の小中一貫教育課程を編成する基準を緩和し、学年段階の区切り、土曜授業、短時間学習、校外教育活動等を学校の創意工夫で、より弾力的に運用できるようにします。

◆静岡型小中一貫教育の評価及び検証改善の基本的な考え方

<地域と学校をつなぐ組織による評価及び検証改善>

- ・グループ校は、小中一貫教育準備委員会、学校関係者評価委員会等の「地域と学校をつなぐ組織」が主体となり、グループ校の小中一貫教育課程の状況について評価や検証改善を行います。

<教育委員会による評価及び検証改善>

- ・教育委員会は、静岡型小中一貫教育の成果と課題を明らかにし、学校支援の充実を図るために、静岡市全体の状況とグループ校の状況について、評価や検証改善を行います。さらに、静岡市教育委員会の施策としての点検・評価を行うことにより、検証改善を行います。

1-4 学区域について

施設一体型小中一貫校の通学区域は、蒲原地区全域（現蒲原中学校区）となります。



蒲原地区学区域図

○現在の児童・生徒の通学手段について

【蒲原西小学校】

- ・徒歩通学

【蒲原東小学校】

- ・徒歩通学

【蒲原中学校】

- ・徒歩通学または電車通学
- ・自転車通学なし

○蒲原地区の小・中学校の歴史

【蒲原西小学校】

明治 6 年 2 月	創立東部先修館、西部誠之舎と称する。
昭和 27 年 4 月	蒲原町立蒲原西小学校と改称する。(蒲原町立蒲原東小学校新設)
昭和 41 年 7 月	新校舎落成式挙行
昭和 44 年 3 月	体育館完成
昭和 53 年 4 月	校内プール建設工事起工
昭和 59 年 9 月	耐震補強改修工事完了
平成 12 年 1 月	新図書室完成
平成 18 年 3 月	静岡市と蒲原町が合併、それに伴い校名が「静岡市立蒲原西小学校」となる
平成 22 年 2 月	体育館耐震・大規模改修工事完了

出典：蒲原西小学校 HP

【蒲原東小学校】

昭和 27 年 1 月	蒲原町立蒲原東小学校を新設することに町会で議決
昭和 27 年 11 月	落成式挙行
昭和 36 年 1 月	講堂建築完成
昭和 41 年 7 月	プール建設
昭和 56 年 2 月	建物工事完成
昭和 62 年 2 月	新体育館完成
平成 18 年 3 月	静岡市と蒲原町が合併、それに伴い校名が「静岡市立蒲原東小学校」となる

出典：蒲原東小学校 HP

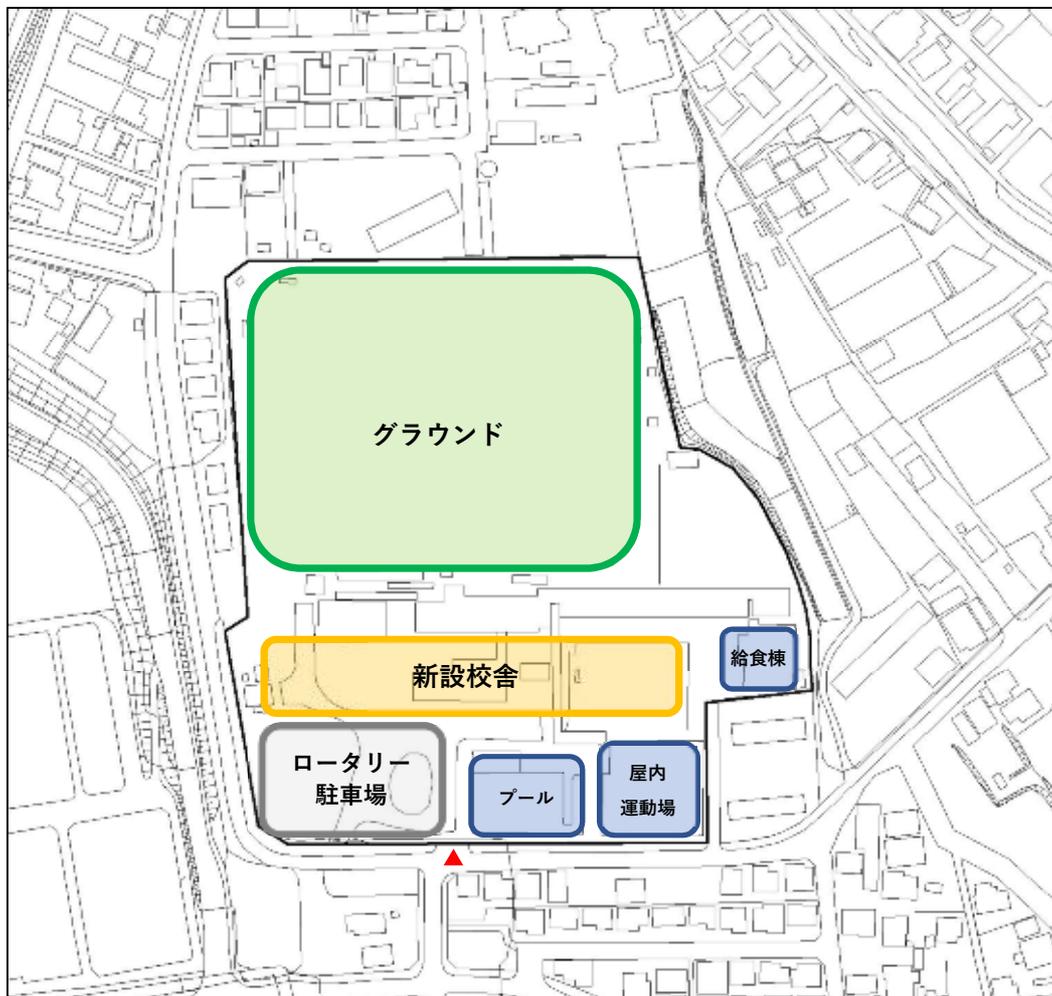
【蒲原中学校】

昭和 22 年 4 月	開校式 蒲原小学校の校舎校庭の一部使用
昭和 31 年 8 月	校舎増築工事落成式挙行
昭和 35 年 3 月	体育館落成式挙行
昭和 61 年 3 月	体育館完成
昭和 63 年 9 月	プール完成
平成 18 年 3 月	静岡市と蒲原町が合併、それに伴い校名が「静岡市立蒲原中学校」となる

出典：蒲原中学校 HP

1-5 施設配置

全体構想において、施設整備については、蒲原中学校の敷地を下図のように活用することとします。



1-6 建設に関する諸条件

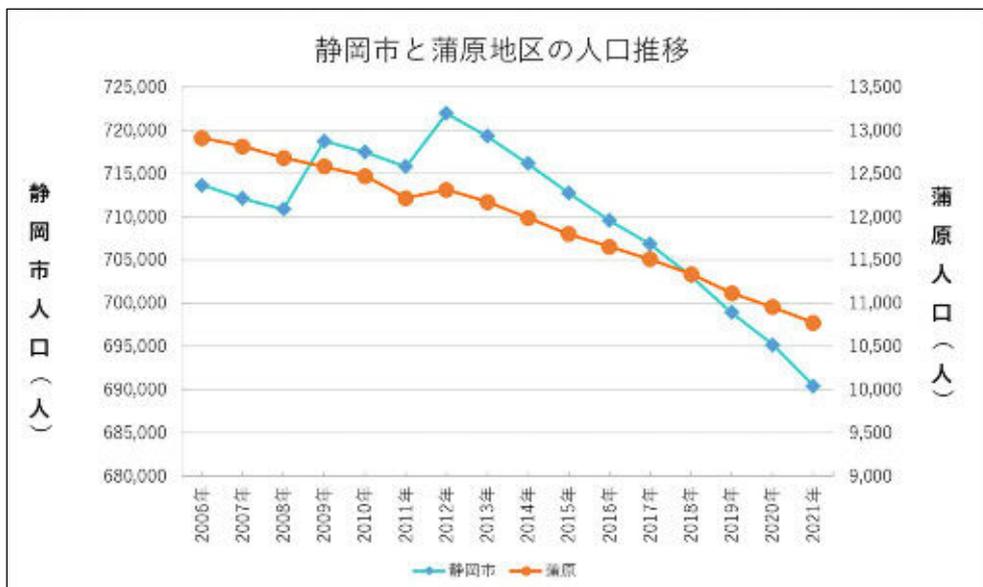
本計画における施設配置計画は、以下の考えに基づくものとします。

- ・敷地は蒲原中学校敷地内とする。
- ・安全かつ円滑な動線を確保する。
- ・新校舎完成まで現校舎に通う「居ながら改築」とする。
- ・現校舎の跡地は、児童・生徒の活動の場とし、遊具やデッキテラス等を設置する。
- ・空地、緑化など近隣住環境に配慮する。
- ・歩車分離を考慮したロータリーを設置する。
- ・新校舎と既存建物(プール、屋内運動場、給食棟)は、渡り廊下等でつなげる。

1-7 児童・生徒数の推計値について

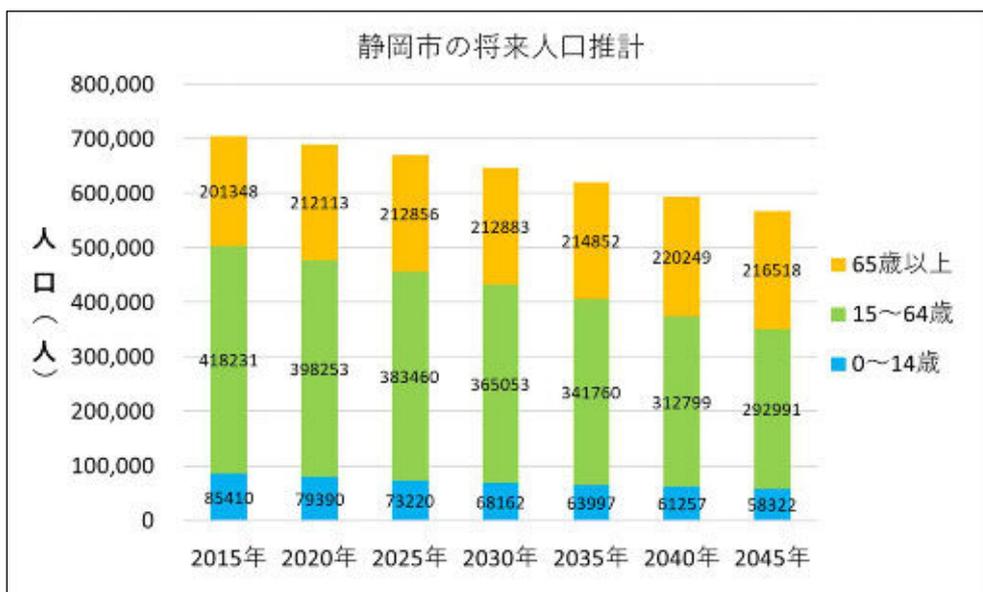
○静岡市と蒲原地区の人口について

2006年から現在に至るまで、静岡市人口と蒲原地区の人口は減少し続けています。



○静岡市の将来人口推計について

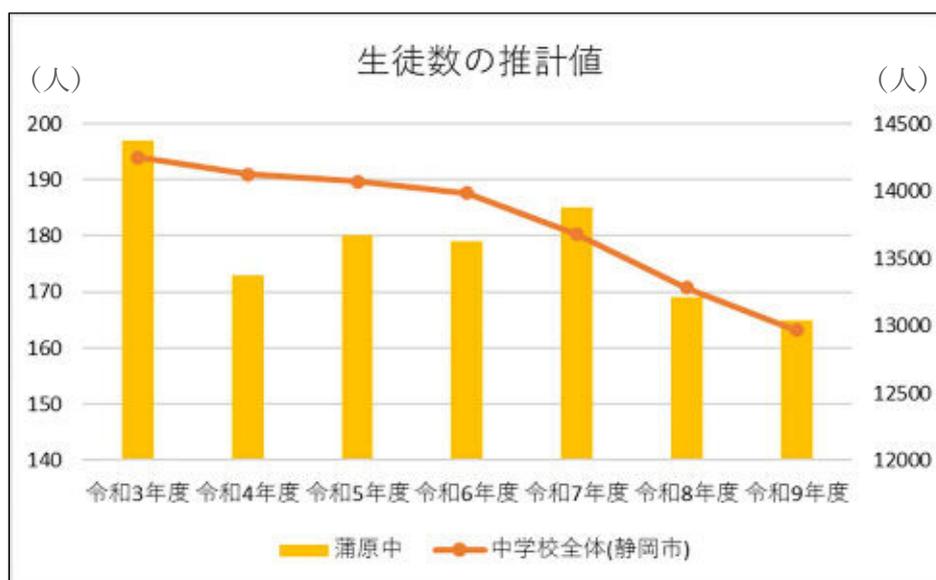
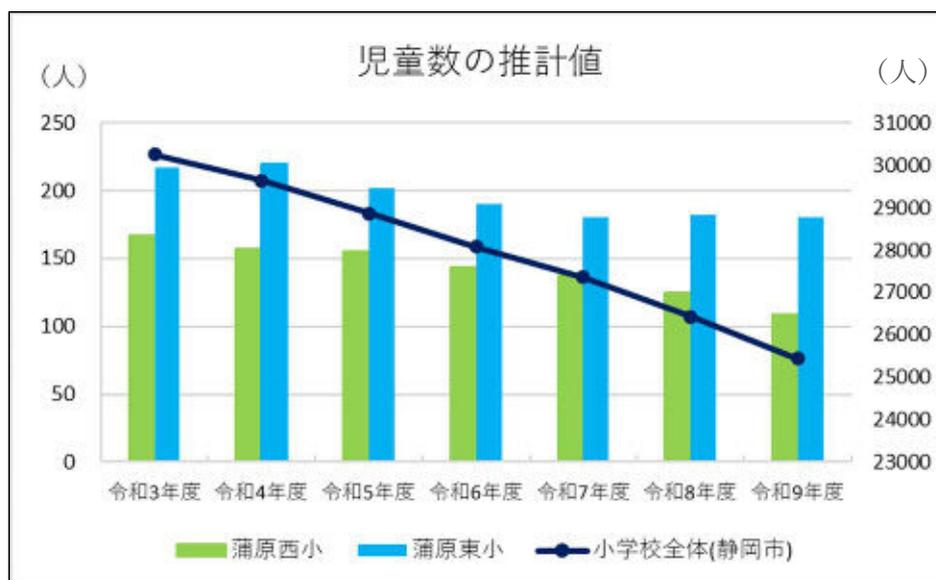
静岡市の将来人口推計によると、人口全体は減少傾向にあります。年少人口（0~14歳）及び生産年齢人口（15~64歳）は減少しますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。



○児童・生徒の数の現況及び将来推計

全国的に少子化が進む中、静岡市も同様に減少し続けています。令和3(2021)年度の市立小学校に在籍する児童は30,257人、中学校に在籍する生徒は14,249人となっています。令和9(2027)年度には、小学生は25,436人で、令和3年度と比較すると16%減、中学生は12,968人で9%減になる見込みです。

令和3年度の蒲原西小に在籍する児童は167人、蒲原東小は217人、蒲原中に在籍する生徒は197人となっています。令和9年度には蒲原西小は109人で、令和3年度と比較すると35%減、蒲原東小は180人で17%減、蒲原中は165人で16%減になる見込みです。



◆本計画における児童数及び生徒数の推計値

建設する新校舎の規模、教室等を計画するため、施設一体型小中一貫校の児童数及び生徒数の推計値を下記のとおりに示します。

			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
蒲原 西小学校	児童数	1年	36	25	26	15	19	13	18
		2年	24	35	24	25	15	19	13
		3年	26	23	34	24	25	14	18
		4年	24	25	23	34	23	24	14
		5年	27	23	25	22	33	23	24
		6年	30	26	23	24	22	32	22
		合計①	167	157	155	144	137	125	109
蒲原 東小学校	児童数	1年	28	37	29	27	36	31	27
		2年	30	28	36	29	27	36	31
		3年	44	30	27	36	28	26	35
		4年	39	43	29	27	35	28	26
		5年	45	38	43	29	26	35	27
		6年	31	44	38	42	28	26	34
		合計②	217	220	202	190	180	182	180
蒲原 中学校	生徒数	1年	58	55	67	57	61	51	53
		2年	60	58	55	67	57	61	51
		3年	79	60	58	55	67	57	61
		合計③	197	173	180	179	185	169	165
合計(①+②+③)			581	550	537	513	502	476	454

※令和3年度の数値は令和3年度5月1日現在の実数

※特別支援学級は含まない。

1-8 特別支援学級の配置について

施設一体型小中一貫校の特別支援学級の設置については、学校教育法第81条及び通学区域審議会により検討します。

- ・知的障害、自閉症・情緒障害、その他により学級が分かれます。
- ・令和3年度における2小学校の特別支援学級在籍児童数は、5名です。
- ・令和3年度における中学校の特別支援学級在籍生徒数は、1名です。

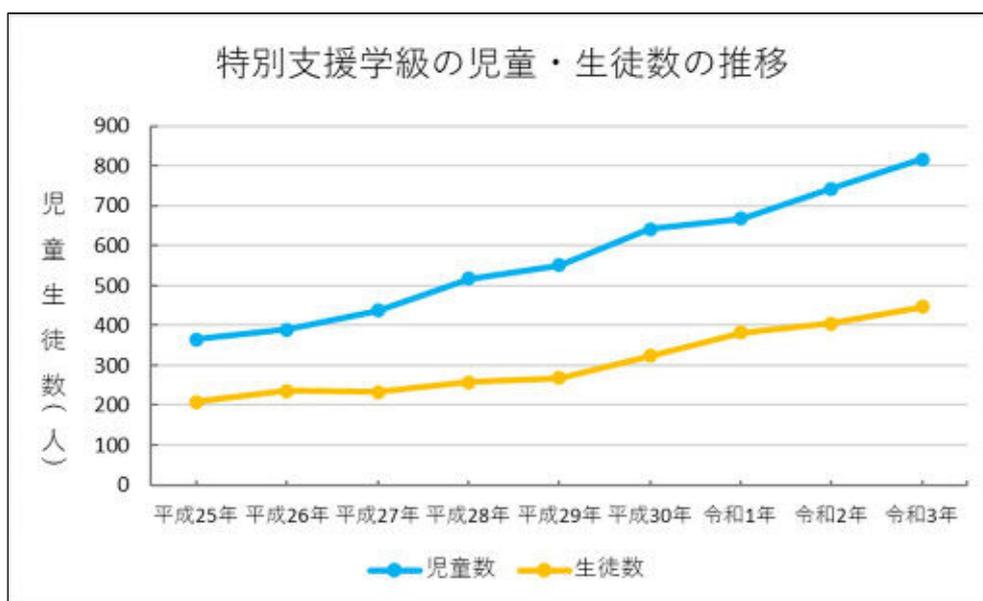
◆令和3年時点の特別支援学級の児童・生徒数及び学級数

	知的障害		自閉症・情緒障害	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
蒲原西小	0	0	0	0
蒲原東小	2	1	3	1
蒲原中	1	1	0	0

蒲原西小学校及び蒲原東小学校、蒲原中学校に在籍する児童・生徒が、現状のまま学年進行したと仮定し、本計画では、小学校は2学級、中学校では2学級の計画とします。

◆静岡市の特別支援学級の児童・生徒数の推移について

静岡市では、近年の特別支援教育を必要とする児童・生徒数が増加し続けており、今後の計画では教室不足を解消するため、余剰教室の確保を検討します。



2. 計画の条件

2. 計画の条件

計画地である中学校敷地と既存施設の状況等を把握し、計画の条件を整理します。

2-1 計画学級数

◆小学校計画学級数(令和3年5月1日)

小学校の計画学級数は、統合される2つの小学校の児童数から35人学級として算定し、2学級編成を基本とします。

			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
蒲原 西小学校	児童数①	1年	36	25	26	15	19	13	18
		2年	24	35	24	25	15	19	13
		3年	26	23	34	24	25	14	18
		4年	24	25	23	34	23	24	14
		5年	27	23	25	22	33	23	24
		6年	30	26	23	24	22	32	22
		合計	167	157	155	144	137	125	109
	学級数	1年	2	1	1	1	1	1	1
		2年	1	1	1	1	1	1	1
		3年	1	1	1	1	1	1	1
		4年	1	1	1	1	1	1	1
		5年	1	1	1	1	1	1	1
		6年	1	1	1	1	1	1	1
		合計	7	6	6	6	6	6	6
蒲原 東小学校	児童数②	1年	28	37	29	27	36	31	27
		2年	30	28	36	29	27	36	31
		3年	44	30	27	36	28	26	35
		4年	39	43	29	27	35	28	26
		5年	45	38	43	29	26	35	27
		6年	31	44	38	42	28	26	34
		合計	217	220	202	190	180	182	180
	学級数	1年	1	2	1	1	2	1	1
		2年	1	1	2	1	1	2	1
		3年	2	1	1	2	1	1	1
		4年	2	2	1	1	1	1	1
		5年	2	2	2	1	1	1	1
		6年	1	2	2	2	1	1	1
		合計	9	10	9	8	7	7	6
小学校の合計	児童数 ①+②	1年	64	62	55	42	55	44	45
		2年	54	63	60	54	42	55	44
		3年	70	53	61	60	53	40	53
		4年	63	68	52	61	58	52	40
		5年	72	61	68	51	59	58	51
		6年	61	70	61	66	50	58	56
		合計	384	377	357	334	317	307	289
	計画 学級数	1年	2	2	2	2	2	2	2
		2年	2	2	2	2	2	2	2
		3年	2	2	2	2	2	2	2
		4年	2	2	2	2	2	2	2
		5年	3	2	2	2	2	2	2
		6年	2	2	2	2	2	2	2
		合計	13	12	12	12	12	12	12

※令和3年度の数値は令和3年度5月1日現在の実数

※特別支援学級は含まない。

※学級数は35人学級として算出

◆中学校計画学級数(令和3年5月1日)

中学校の計画学級数は、統合される蒲原中学校の生徒数から 35 人学級として算定し、2 学級編成を基本とします。

			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
蒲原 中学校	生徒数	1年	58	55	67	57	61	51	53
		2年	60	58	55	67	57	61	51
		3年	79	60	58	55	67	57	61
		合計	197	173	180	179	185	169	165
	学級数	1年	2	2	2	2	2	2	2
		2年	2	2	2	2	2	2	2
		3年	3	2	2	2	2	2	2
合計		7	6	6	6	6	6	6	

※令和3年度の数値は令和3年度5月1日現在の実数

※特別支援学級は含まない。

※学級数は35人学級として算出

2-2 施設計画の条件

① 各施設の整備内容

本計画における各施設の整備内容を整理します。

◆各施設の整備内容

建物	構造	延床面積	完成年	補強工事	耐震性能	整備内容
①普通教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	2,017㎡	昭和30年	昭和58年	I b	解体し、新築を行う
②特別教室A棟	鉄筋コンクリート造3階建	413㎡	昭和52年	平成15年	I a	解体し、新築校舎に整備する
③特別教室B棟	鉄筋コンクリート造3階建	1,859㎡	昭和52年	平成20年	I a	解体し、新築校舎に整備する
④渡り廊下	鉄筋コンクリート造2階建	35㎡	昭和52年	—	I b	解体し、新築校舎に整備する
⑤管理棟	鉄筋コンクリート造2階建	797㎡	昭和52年	—	II	解体し、新築校舎に整備する
⑥技術科室棟	鉄骨造平屋建	311㎡	昭和52年	—	II	解体し、新築校舎に整備する
⑦給食棟	鉄骨造平屋建	395㎡	昭和48年	—	—	継続利用する
⑧屋内運動場	鉄筋コンクリート造2階建	2,299㎡	昭和61年	(新耐震)	I a	継続利用する
⑨プール専用付属室	鉄筋コンクリート造平屋建	132㎡	昭和63年	(新耐震)	—	継続利用する



現況配置図

② 整備資格面積の算定

○統合校舎の新增築（公立学校施設整備費国庫負担事業）

「学級数に応ずる面積」－「統合校の保有面積」＝「整備資格面積」

○危険改築（学校施設環境改善交付金）

学級数に応ずる必要面積または 保有面積のいずれか少ない方	－	当該学校の保有面積のうち 危険でない部分	＝	危険改築の 補助資格面積 ＝要改築面積
---------------------------------	---	-------------------------	---	---------------------------

◆整備資格面積の算定（多目的教室を設ける場合）

区分	対象	分類	面積	備考
小学校	校舎	通常学級	3,881	12学級(6学年×2学級)
		特別支援学級	336	2学級
		多目的加算	759	
	計		4,976	(A)
中学校	校舎	通常学級	3,181	6学級(3学年×2学級)
		特別支援学級	336	2学級
		多目的加算	369	
	危険改築	▲ 483		
計		3,403	(B)	
整備資格面積合計			8,379	(A) + (B)

2-3 敷地・施設の現況

<計画敷地の概要>

- 【敷地概要】**
- ・所在地：静岡市清水区蒲原 49 番地
 - ・敷地面積：39,779 ㎡
- 【用途地域など】**
- ・用途地域：第 2 種中高層住居専用地域
 - ・建ぺい率：60% + 10% (角地)
 - ・容積率：150%
 - ・高度地区：最高限 2 種 (16m)
- 【都市設備】**
- ・上水道：有り
 - ・下水道：無し (浄化槽)
 - ・ガス：プロパンガス
- 【周辺状況】**
- ・最高高さ 16m、北側斜線制限 10+1:1.25
 - ・防火指定：指定なし (法 22 条区域内)
 - ・日影規制：10m 超 測定面 4m 3.0h 2.0h
 - ・その他：居住誘導地区
- 【周辺状況】**
- ・敷地の設置状況は、南側に市道 6.7m、西側に市道 6.5m の道路に接している。
 - ・居住エリアに位置しているが、南西側は工場エリアとなっている。
 - ・正門から道路をはさんで南側に姫台公園が位置している。
 - ・敷地の北東側に静岡市立蒲原東部こども園が位置している。
- 【立地状況】**
- ・敷地は蒲原中学校学区の東に位置している。
 - ・JR 新蒲原駅から約 1250m、徒歩約 15 分の場所に位置している。



①【西側道路 北側を見る】



②【西側道路 角から東側を見る】



③【南側道路 正門付近より東側を見る】



④【南側道路 東側車両出入口】



⑤【東側道路 北西側を見る】



⑥【敷地東側 ありまづつみ公園】



⑦【敷地南側 姫台公園】



<敷地現況>



①【大志の並木】

- ・多くの木々が道を囲み、夏には木陰をつくる。



②【駐車場と植栽】

- ・ロータリーを中心に、手入れの行き届いた植栽が配置されている。



③【生徒通用門】

- ・生徒が登下校する動線となっている。
- ・車両とは別の出入口のため、安心・安全に通ることができる。

計画地となる蒲原中学校の敷地は、39,779㎡の広さを有している。南側は幅員6.7mの市道、西側に幅員6.5mの市道が通っている。生徒通用門からつづく大志の道を動線とし、周囲の植栽が風景に色付けをしている。



⑥【校舎からグラウンドを見る】

- ・広いグラウンドの先には、富士山が望める。



⑦【グラウンドから校舎を見る】

- ・昇降口を中心に、東側が普通教室棟
- ・西側が特別教室棟となっている。



⑤【テニスコートから校舎を見る】

- ・北側3階建の校舎、南側体育館の間にテニスコートが2面設けられている。



④【正門】

- ・正面に見える管理棟が、学校の玄関としての役割を担っている。



< 1階 施設現況 >

現在の校舎は、3つの棟を連結し、1つの教室棟を形成しています。直線上の廊下の両側に教室、階段、トイレが配置されている。

管理棟、体育館、技術棟、給食棟はそれぞれ渡り廊下で教室棟とつながっている。

北側の校庭に立つと、130mの長い建物を眺めることができる。



①【ランチルーム】

- ・80人程度の生徒が同時に食事可能。
- ・給食棟に隣接しているため、運搬が容易である。

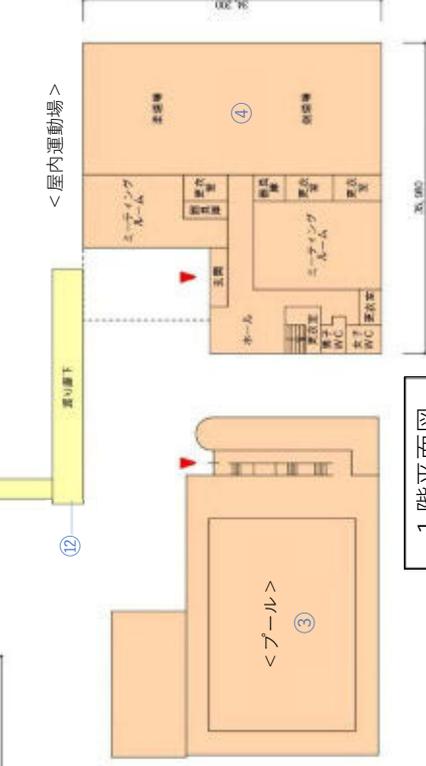
②【給食棟】

- ・自校式の給食。
- ・東側道路を搬入経路としている。
- ・継続利用する施設として計画する。



③【プール】

- ・正門から最も近くに位置している。
- ・25mプールが整備されている。
- ・継続利用する施設として計画する。



1階平面図



④【柔道場・剣道場】

- ・575㎡の面積を有している。
- ・入口近くにミーティングルームがあり、地域の人々も活用できる。
- ・継続利用する施設として計画する。

＜ 1 階 施設現況 ＞



⑤【技術室（実習室）】

- ・最も西側に位置する平屋建の特別教室。
- ・天窓によって、自然光が教室内を明るくしている。



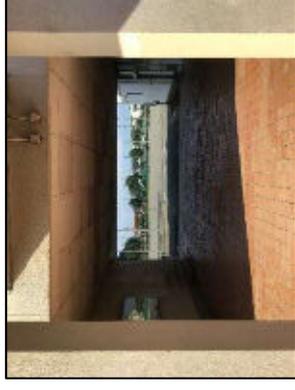
⑥【家庭科室（調理室）】

- ・グループ対応の調理台が設置されている。



⑦【家庭科室（被服室）】

- ・被服教科専用の作業台が設置されている。



⑧【ピロティ】

- ・昇降口のピロティからグラウンドまで視線が抜ける。



⑨【昇降口】

- ・全学年が利用している。
- ・正門からは見えない場所に位置している。



⑩【普通教室】

- ・校舎の中央に配置されている。
- ・学級数の減少により、元々教室だった部屋は多目的ルームとして活用されている。



⑪【バリアフリートイレ】

- ・普通教室棟 1 階に配置されている。



⑫【渡り廊下・体育館入口】

- ・別棟になる体育館への移動に利用している。
- ・体育館への靴の履き替えを行う。



⑬【保健室】

- ・管理棟西側に位置している。
- ・グラウンドに面した位置ではないが、救急車等の車両動線の近くに配置している。



⑭【女関】

- ・管理棟の女関。
- ・事務室に隣接している。
- ・学校の記念品を展示している。



⑮【職員室】

- ・教職員の拠点場所となっている。



⑯【職員玄関】

- ・職員室に隣接している。

< 2階 施設現況 >



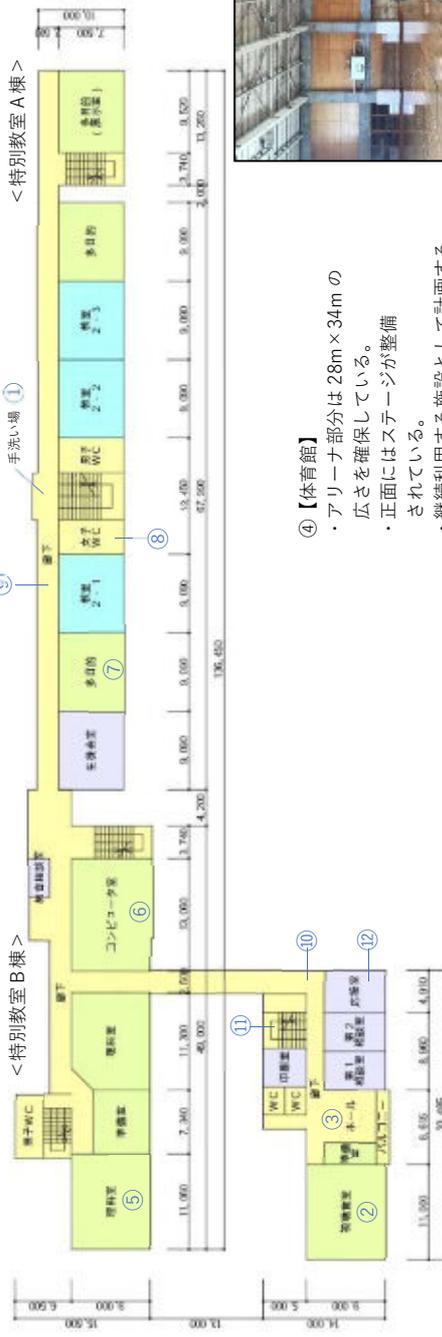
- ① 【手洗い場】
- ・廊下に手洗い場を設置している。



- 【屋内階段】
- ・普通教室棟の階段
 - ・屋内階段は4箇所設置されている。
 - ・3階建の校舎にエレベーターは設置されていない。



- 【屋内階段】
- ・特別教室B棟西側の階段

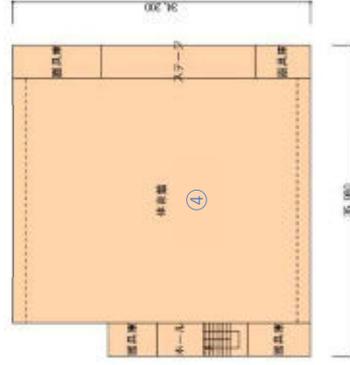


- ② 【視聴覚室】
- ・会議室として利用されている。
 - ・プロジェクターが整備されている。



- ③ 【ホール】
- ・学校の歴史資料が展示されている。

- ④ 【体育館】
- ・アリーナ部分は28m×34mの広さを確保している。
 - ・正面にはステージが整備されている。
 - ・継続利用する施設として計画する。



< 屋内運動場 >



【ホール側を見る】



【ステージ側を見る】

2階平面図

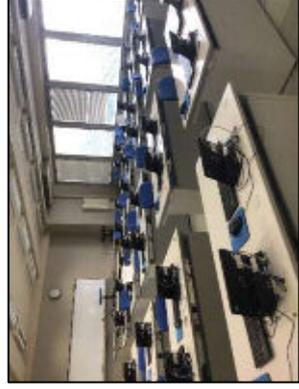
< 管理棟 >

< 2階 施設現況 >



⑤【理科室】

- ・流し、ガス栓付きの実験台が設置されている。



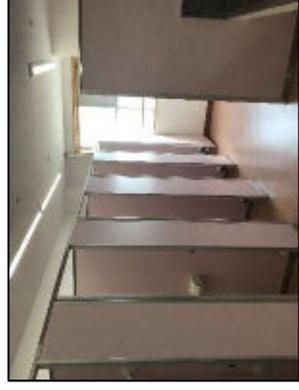
⑥【コンピュータ室】

- ・タブレット型コンピュータが導入されている。



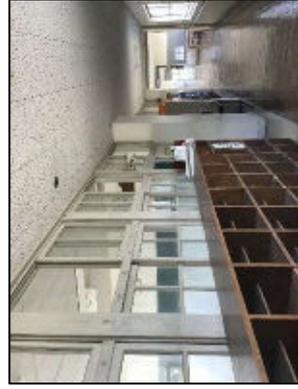
⑦【多目的室】

- ・活動スペースとして利用している。



⑧【トイレ】

- ・乾式便所に改修している。



⑨【廊下】

- ・教室ごとにロッカーを設置している。
- ・直線上の長い廊下は、校舎の端まで視線が通る。



⑩【廊下（管理棟から特別教室B棟へ）】

- ・管理棟と校舎をつなぐ。
- ・壁には作品や様々な情報が掲示されている。



⑪【階段】

- ・壁には作品や、中学校の歴史資料を展示している。



⑫【応接室】

- ・来客や、打合せ室として利用している。

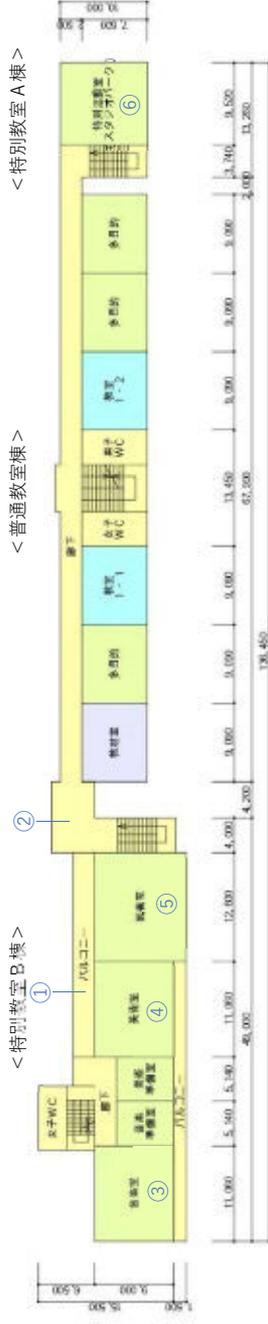
< 3階 施設現況 >



- ①【バルコニー】
- ・3階のバルコニーからは広いグラウンドが見渡せる。
 - ・通路としても利用されている。



- ②【廊下】
- ・階段ホールには、テーブルと椅子が設置されている。



- ③【音楽室】
- ・階段型教室となっている。
 - ・南側にバルコニーがあり、明るい教室となっている。



- ④【美術室】
- ・トップライトが設けられている。
 - ・南北にバルコニーがあり、明るい教室となっている。



- ⑤【図書室】
- ・2教室分程度の広さとなっている。



- ⑥【特別活動室スタジオパーク】
- ・ピアノが設置されている。

3. 基本計画の目標（コンセプト）

3. 基本計画の目標（コンセプト）

3-1 SDGs の取組みにおける小中一貫校の在り方について

<SDGs について>

2015 年、国連総会で先進国を含む国際社会全体が 2030 年までに達成すべき目標として 17 のゴール及び 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGs では、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、ジェンダー平等、気候変動、海洋汚染等の世界的課題について、未来永劫住み続けられる地球のことを考えた取組みが求められています。



17 の持続可能な開発目標の一覧

<静岡市の SDGs 推進>

こうした近年の SDGs の実施の流れを受けて、静岡市は各行政分野における政策を明らかにし、中長期的な視点を持って、目標達成に向けて事業を実施するための計画として「第 3 次静岡市総合計画」を 2015 年に策定しました。



「静岡市の SDGs 推進」より抜粋

静岡市ではSDGsを推進していくために、「市政への組み込み」「情報発信」「パートナーシップ」の3本柱で取り組んでいます。



「静岡市のSDGs推進」より抜粋

本計画では、SDGsの様々な目標（ゴール）より、これからの小中一貫校の在り方について検討していきます。教育に関してはゴール4に位置づけられ、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を保障し、生涯学習の機会を促進する」とされており、ゴール4のみならず、様々な視点で持続可能で理想的な教育環境の構築を目指します。



<ゴール3：あらゆる年齢すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する>

- 施設のバリアフリー化の推進
 - ・障害の有無や程度、年齢などにかかわらず、すべての人にとってやさしく使いやすい施設を目指します。
- 感染症対策について
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習・生活ができる衛生環境の整備を行います。
- 静岡市適用基準等
 - ・ユニバーサルデザインに基づく公共建築物の企画・設計指針（静岡市）
 - ・多目的便所設計指針
 - ・バリアフリー法
 - ・静岡県福祉のまちづくり条例



<ゴール4：すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する>

- 環境の整えられた優れた教育施設の建設
 - ・インクルーシブ教育への取組みとして、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
 - ・異学年交流の場の確保、多様な学習形態に合わせられるオープンスペースの設置を検討します。
 - ・学力の格差をなくすための支援として、地域コミュニティの活用、ICT教育の整備をします。



<ゴール5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う>

- ジェンダーフリーな施設整備
 - ・LGBTを考慮した多機能トイレ等の設置を検討します。
- 静岡市適用基準等
 - ・静岡市多文化推進計画



<ゴール 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する>

- 雨水利用
 - ・雑用水（トイレの洗浄水及び緑地散水）の雨水利用を検討します。
- トイレの乾式清掃
 - ・床材を乾式にし、雑菌の繁殖を防ぎます。



<ゴール 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する>

<ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる>

- パッシブデザインの検討
 - ・庇による日射遮蔽や建物の高断熱化、自然エネルギー利用を組み合わせることで、快適な学習空間・生活空間づくりを計画します。
 - ・学校全体に窓や吹抜け、中庭を設け、場合によっては、ハイサイドライトやトップライトにより、自然採光を多く取り入れ、光に包まれる気持ちの良い学校とします。
 - ・自然換気、自然採光を促進するとともに、蒲原地区の豊かな自然の力を利用した環境負荷低減を図ります。
- ランニングコストの低減
 - ・調光制御や人感センサー、節水バルブ、居住域空調等、省エネルギー設備の導入を検討します。
 - ・雨水等の再生利用可能な資源の活用を検討し、環境負荷低減を図ります。
- 建物の断熱化・遮熱化
 - ・外壁の高断熱化や複層ガラス(Low-E ガラス)の採用、屋上断熱防水、高日射反射率塗料等の採用を検討します。
- 太陽光発電の利用
 - ・太陽光発電による電力創出を行い、脱炭素社会の促進を図ります。
 - ・太陽光パネルの発電量や学校の消費電力を昇降口に隣接したホール等に表示させることで、環境負荷低減の効果を児童・生徒たちが日常的に体験できる計画を検討します。
- 環境教育へ導入
 - ・学校内の各所に環境配慮内容を紹介するエコパネル等を設置することで、学校全体が環境学習の教材として機能する計画を検討します。
- 静岡県適用基準等
 - ・静岡県地球温暖化防止条例
 - ・建築物省エネ法



<ゴール9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る>

○次世代の建築技術の開発

- ・現代から未来へと地域で循環し続けるサステナブル建築を目指し、再生可能資源を使用した、高性能な新しい建築材料の使用を検討します。



<ゴール11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する>

○防災・避難所機能

- ・災害や水害などの大規模な災害が発生した際の地域防災拠点として、地域住民の期待に応えることのできる災害に強い施設とします。建物及び建築設備の耐震性を十分確保するとともに災害時の使用も考慮した校舎を検討します。また、物資及び資機材備蓄倉庫の設置など、災害時の対応に配慮を検討します。

○新しいまちづくりにむけたコミュニティの活性化

- ・良好なまちなみ・景観形成に取り組み、地域に愛される施設とします。
- ・利用するすべての人がアクセスしやすいよう、円滑な交通、動線を計画します。
- ・地域住民の参画を考慮し、地域コミュニティの場を計画します。

○敷地形状を考慮した建物

- ・土地形状に応じた校舎の配置計画とし、造成（土の切盛）を最低限に抑えた計画とします。
- ・校舎の形状はシンプルでコンパクトな形状とし、外壁面積を抑えた経済的な建物形状となるように配慮します。

○静岡市適用基準等

- ・静岡市景観条例
- ・屋外広告物法



<ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する>

- 建物の長寿命化・維持管理のしやすさ
 - ・強度や耐久性、耐震性などの構造性能とともに、利用目的の変化に対応できる改修可能性や設備更新、維持管理の容易性に優れた施設とします。
- 建設副産物の削減
 - ・有害物質を含有する建材の使用の削減を図ります。
 - ・建設・運用・廃棄時の CO2 排出量の削減を図ります。
 - ・水・空気・土壌汚染対策、生産・解体廃棄物の削減を図ります。
- 静岡市適用基準等
 - ・公共建築物におけるシックハウス予防マニュアル（静岡市）
 - ・公共工事コスト縮減に関する静岡市行動計画
 - ・“ふじのくに”エコロジー建築設計指針（静岡県）
 - ・建設副産物の手引き



<ゴール 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する>

- 地場産材の有効活用
 - ・校舎内の内装は積極的に木質化により木の温もりのある教育環境として整備するとともに、地域産木材や県産木材の活用を図ります。また、運搬にかかる CO2 排出量の削減を考慮します。
 - ・森林資源の循環利用の観点から FSC 認証材の利用を検討します。
- 緑地計画
 - ・現存する植栽は極力残し、生態系の保全と豊かな自然環境を守ります。
 - ・自然環境に関する学びの場にするこことで、子どもたちの環境教育の知識の向上を図ります。
- 静岡市適用基準等
 - ・静岡市みどり条例



<ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する>

○各職種の協力

- ・ 地域団体、学校、行政、建設に係る企業すべてが連携し共通認識を持ち、本計画を進めます。

＜新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について＞

令和の時代となり、GIGA スクール構想による1人1台端末、校内ネットワークの拡充が進み、少人数学級の実現や、ポストコロナを見据えた「ニューノーマル」が求められる状況を背景として、新しい時代の学びに対応した学校施設の在り方を明確化し、実現することが求められています。文部科学省は令和4年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」についての最終報告を取りまとめており、「5つの姿の方向性」を掲げています。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
 ⇒ 1人1台端末環境等に対応したゆとり、多様な学習を展開できる教室環境の整備
 ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
 ⇒ 教職員のエコアクション・レスポンスの場（ラウンジ）、研修継承空間（スタジオ）の整備
 （教室・教職員団体の空間の改善・充実に際する創意工夫の例）

生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
 ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
 ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、守り・設備の洋式化

共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
 ⇒ 地域の人たちと連携・協働して活動・交流拠点を「共創空間」を創出
 ⇒ 地域の集積等に応じた他の公共施設等との複合化・共有化等

【新しい時代の学び舎の土台として確実に整備を推進】

安全 子供たちの生命を守り、安全・安心な教育環境を実現
 ⇒ 耐朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
 ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能強化
 防災安全社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

環境 環境や外壁の断熱性能や高効率空調などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
 ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木材活用、室内利用）を推進

「新しい時代の学びを実現する学校の在り方について」最終報告（概要）より抜粋

また、新しい空間イメージ例として Schools for the Future 「未来思考」を掲げています。

新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

学び 単一的な機材・機種の教科等に依らず、学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせた授業・学習、複数のコンテンツとなる「ラーニング・コモンズ」としていく
 教室と連携する学習も活発し、連携のコンピュータ室を専門的学習場として活用する「学習スタジオ」としていく
 図書編集やオンライン会議の活用も、IT活用や活用が可能なコンテンツなど、IT活用を促す柔軟な空間としていく

生活 木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、居場所の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく
 居心地の良い空間として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく

安全 長く使い続けられるように安全性を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく

環境 省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入する機能的な空間、環境教育での活用や地域の連携の拠点を果たしていく

「新しい時代の学びを実現する学校の在り方について」最終報告（概要）より抜粋

これらを考慮し、新しい時代の学びを実現する学校施設を目指します。

<エコスクール>

環境負荷の低減を図るとともに、児童・生徒の環境教育をより一層促進するため、エコスクール・プラスの認定を目指す計画とします。

エコスクール・プラスとは、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定するものです。環境負荷の低減を図るとともに、環境・エネルギー教育の教材として活用でき、地域の環境・エネルギー発信拠点となる学校施設を推進するものです。

また、本計画では CASBEE 静岡において A ランク以上を目指すものとします。



「新しい時代の学びを実現する学校の在り方について」中間報告（参考資料）より抜粋

3-2 義務教育9年間における小中の連携

<教職員の連携>

○乗り入れ授業の実施、小中合同研修

小中一貫教育の実施にあたって、小学校と中学校の教育課程の系統性を確保していくことが重要であり、小・中学校教員が互いの学校の教育課程を理解することが必要です。そのために、小学校から中学校に移行する段階の学年区分においては一部教科担任制の導入や、中学校教員が小学校で、または小学校教員が中学校で指導を行う「乗り入れ指導」の実施を検討します。また、小・中学校教員が相互に学び合うため、小・中学校教員の合同研修の実施や、小・中学校教員が互いに授業を見合う授業交流の実施も考えられます。

今後、教職員のICT化が進み、職員室のフリーアドレスの導入が考えられます。今までの画一的だった職員室とは違う学年・教科を超えた教員同士の情報交換と円滑なコミュニケーションが生まれやすいですが、事務業務スペース、作業スペース、収納、生徒との交流の場などゾーン分けによる校務に集中しやすい環境づくりが必要です。

○教職員の多様で柔軟な働き方

GIGAスクール構想に伴い、教職員のICT環境は大幅に進むことを想定し、ICT環境を通じた校務効率化による環境整備を行います。また、コミュニケーションスペースの設置を検討し、教職員の働き方改革の促進を図ります。

<児童・生徒の交流スペース>

小・中学校の9年間を通じた生活面における小中一貫活動として「異学年交流」が考えられます。そこでは、上級生から下級生に対する思いやりの心、上級生・下級生の規範意識、下級生から上級生に対する憧れの気持ちが芽生えるなどの醸成が期待されます。そして、協働による自信や成長の実感が子どもたちを一段と大きな学びへ導くと考えられます。

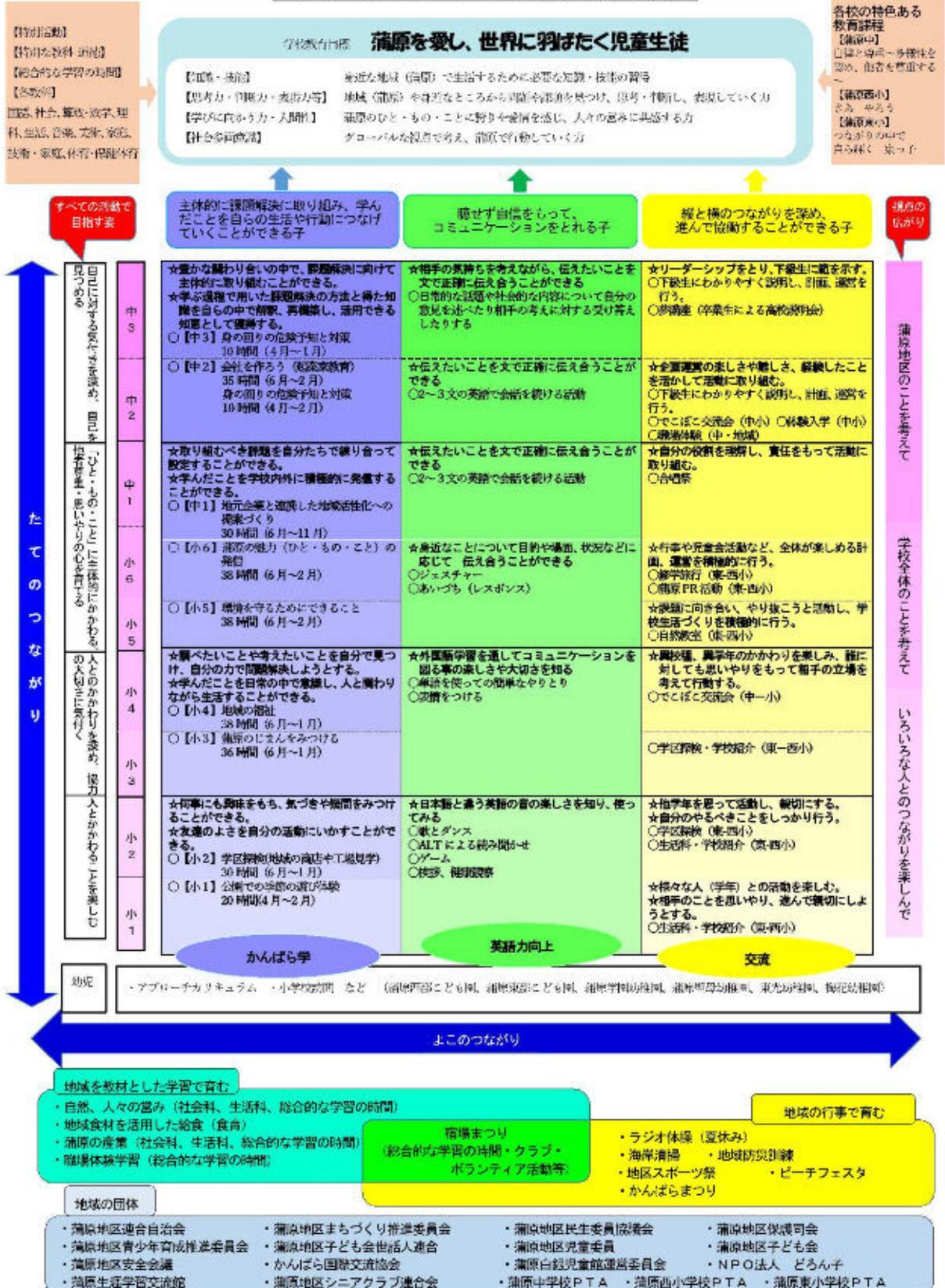
また、同学年以外との遊びや協力が生まれる場、学年間の学び合いや学校全体の交流が深まる環境づくりに取り組めます。学校施設の活用では、中庭やオープンスペース、作品展示のギャラリースペース、図書室、ランチルーム等の設置を検討します。

<静岡市教育委員会の主な取組>

○小中一貫教育構想

静岡市では、学校・保護者・地域住民等で構成する小中一貫教育準備委員会を立ち上げ、「小中一貫教育構想」について話し合い、学校の教育目標や目標を実現させるための取組等を盛り込んだ構想図が作成されています。蒲原西小学校、蒲原東小学校、蒲原中学校で行われていた特色ある教育課程を組み合わせ、蒲原中グループとして、学校教育目標に「蒲原を愛し、世界に羽ばたく児童生徒」を掲げました。(次ページ参照)

蒲原中学校・蒲原東小学校・蒲原西小学校 静岡型小中一貫教育



出典：静岡市教育委員会教育局学校教育課 HP

3-3 地域とのつながり

これからの子どもたちは、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する力が求められています。子どもたちの生きる力は、学校だけで育むことができるだけでなく、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、心豊かにたくましく成長します。地域住民や企業、NPO など様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることにより、将来を生きていく子どもたちが実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することができます。

地域に根ざす教育の一層の推進が図れるように情報交換の場を整備していくことにより、「学校応援団」など学校教育活動を支える人々の拠点の場となる施設とします。また、地域活動や生涯学習の拠点ともなるよう、セキュリティに配慮しながら学校施設の有効利用や、将来の機能の付加や転換を円滑に進めることができる施設を目指します。

◆子どもたちの地域活動への参加

しずおか学
・蒲原西小及び蒲原東小では、児童がこども PR 隊になって蒲原宿の魅力、蒲原の食文化についての PR 活動
蒲原宿場まつり
・蒲原中学校では、生徒が祭りの案内、蒲原宿を舞台とした時代劇を上演
その他
・ビーチフェスタ、駅伝大会のボランティア参加等 ・修学旅行で品川宿との交流

○学校運営協議会(コミュニティ・スクール)

子どもたちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子どもたちや地域の輝く未来を創るためには、「社会総掛かり」での対応、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みとして「コミュニティ・スクール」の設置を検討します。

3-4 施設計画の目標

蒲原小中一貫校が目指す施設の在り方を以下にまとめます。

◆前提条件

- ・ 小学校と中学校で校時が異なることに配慮して必要教室数を計画する。
- ・ 児童数及び生徒数または特別支援増加を想定した余剰教室を確保する。
- ・ 小学校と中学校の普通教室は、別階または別棟とする。
- ・ 普通教室は、極力南側採光とする。
- ・ 既存の中学校体育館と柔・剣道場は小学生も利用する。
- ・ 既存の中学校プールは小学生も利用する。
- ・ 既存の給食棟と新校舎は、渡り廊下でつなげる。
- ・ 校舎は、日照や窓の開放による通風に十分配慮した配置とする。
- ・ グラウンドは、野球・ソフト兼用グラウンド1面、サッカーコート1面、テニスコート5面、バレーコート1面、バスケコート1面を計画し、小学生も利用する。
- ・ 保護者、地域と連携し、安心安全な通学手段を確保する。
- ・ 校舎周辺部等を舗装・緑化する。
- ・ 敷地内に児童クラブを建設する。

◆ワークショップ等による提案事項

- ・ 地域交流スペースを設置する。
- ・ 蒲原地区の魅力や歴史について学べる場を設ける。
- ・ 異学年交流を図るランチルームを設置する。
- ・ グラウンドに面したテラスを設置する。
- ・ 富士山を望める校舎とする。
- ・ 児童・生徒同士の交流を促すラウンジや各所にベンチ等を設置する。
- ・ 自習室やICT教室を設置する。
- ・ 屋上の有効利用を計画する。
- ・ 中庭や畑、ビオトープを整備する。
- ・ 遊具、屋外コートを設置する。

◆整備コンセプト

ワークショップで寄せられた意見を反映した施設構想を踏まえて、施設一体型小中一貫校を整備します。以下の5項目を整備コンセプトとします。

<児童・生徒が自ら学ぶ意欲を引き出す学校>

国際的な視野を持ち、地域社会に貢献できるグローバルな人材として、自らの未来を切り開く「たくましく しなやかな子どもたち」を育むため、子どもたちが自らの意欲をもって学ぶ環境が充実した施設を目指します。

<児童・生徒、教職員、地域住民との交流を推進する学校>

児童・生徒の積極的な異学年交流や小学校・中学校の教職員の円滑な授業交流を促すとともに、だれひとり取り残さないインクルーシブ教育に配慮した施設を目指します。また、社会とのつながりを大切にし、蒲原の子は蒲原で育てる地域と一体となった学校づくりに向けて、学校と地域との交流が図りやすい施設を目指します。

<安心・安全ですべての人にやさしい学校>

児童・生徒、教職員、地域住民等のすべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した心身共に健康な学校生活を送ることができる施設を目指します。また、災害等の避難場所としての運用も考慮した機能的な施設を目指します。

<環境や風土に配慮した学校>

学校は地域の拠点であることを考え、校舎からは富士山が望め、蒲原地域との調和を保ちつつ落ち着いた外観とし、地域の気候や温暖化が進む将来を考えた環境設備を整備し、修繕・修理・管理に配慮した施設を目指します。

<長く使い続けられる可変性のある学校>

教育内容の変化や子どもたちの多様なニーズに応じた学びの形に対応する柔軟性、機能性の高い施設を目指します。また、児童・生徒数の変動を見据えながら、耐久性を確保し、長く使い続けられる施設とします。

3-5 諸室構成の考え方

◆諸室の構成

本計画における諸室の構成を示します。

区分	ブロック	室名	計画目標			備考欄
			部屋数	規模	面積	
小	普通教室ブロック	通常学級	12	65	780	
		特別支援学級	2	65	130	
	特別教室ブロック	図工室、準備室	1	130	130	
		音楽室、準備室	1	130	130	
	その他	更衣室(児童用)	2	32.5	65	
中	普通教室ブロック	通常学級	6	65	390	
		特別支援学級	2	65	130	
	特別教室ブロック	音楽室、準備室	1	130	130	
		美術室、準備室	1	130	130	
		技術室、準備室	1	130	130	
	その他	更衣室(生徒用)	2	32.5	65	
小中	特別教室ブロック	学校図書館	1	200	200	
		自習室(ICT 教室)	1	130	130	
		第一理科室 準備室	1	130	130	準備室は兼用とする。
		第二理科室 (準備室)	1	100	100	
		家庭科室、準備室	1	130	130	
	管理諸室ブロック	職員室	1	200	200	
		校長室	1	32.5	32.5	
		事務室	1	32.5	32.5	
		印刷室	1	32.5	32.5	
		放送室	1	22	22	
		会議室	1	130	130	
		応接室	1	32.5	32.5	
		職員玄関	1	32.5	32.5	
		職員トイレ	1	32.5	32.5	
		職員更衣室	2	32.5	65	
		職員交流スペース	1	32.5	32.5	
		教材室	2	22	44	
保健室	1	65	65			

区分	ブロック	室名	計画目標			備考欄
			部屋数	規模	面積	
小 中	共有ブロック	相談室	2	32.5	65	進路指導室を兼ねる
		生徒会室	1	32.5	32.5	
		児童会室	1	32.5	32.5	
		多目的室 オープンスペース	2	130	260	
		小中交流スペース	1	300	300	
		地域交流室	1	300	300	
		手洗場	4	27	108	
		昇降口	1	300	300	
		倉庫	2	22	44	
		学年倉庫	9	22	198	
		トイレ	5	65	325	
		廊下	1	1224	1224	
		階段	6	45	270	
		エレベーター	1	30	30	
	その他	ポンプ室	1	16	16	
		屋外倉庫	1	57	57	
		渡り廊下	適宜			
		用務員室	1	49	49	
施設規模合計					7,264.5	

○部活動・クラブ活動の状況

令和3年度現在、蒲原西小学校及び蒲原東小学校、蒲原中学校で行われている既存の部活動・クラブ活動は、継続して活動できるよう、施設を整備します。

【蒲原中学校の部活動】

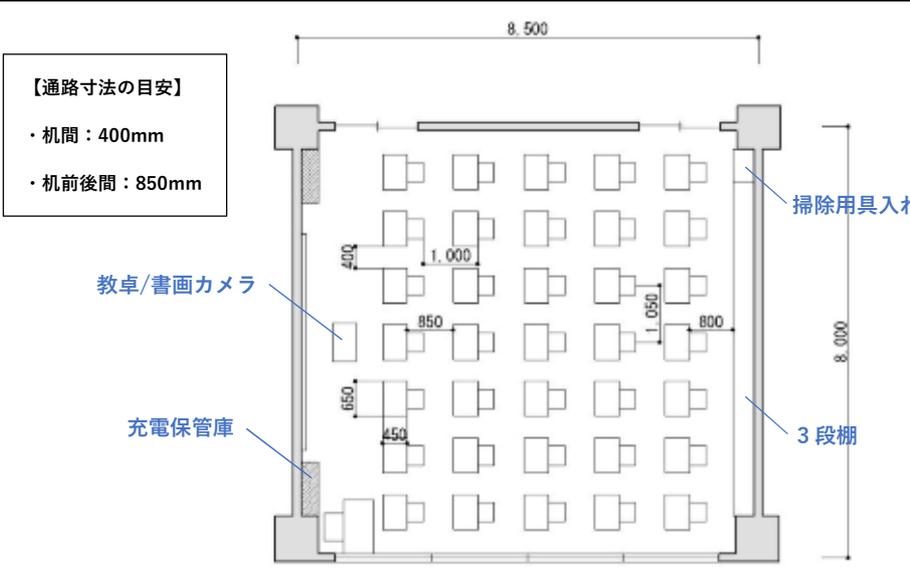
名称	活動場所
野球	屋外
サッカー	屋外
女子ソフトテニス	屋外
男子バスケットボール	体育館
女子バスケットボール	体育館
女子バレーボール	体育館
吹奏楽	体育館

【蒲原中学校のクラブ活動】

名称	活動場所
陸上	屋外
男子ソフトテニス	屋外
剣道	体育館

○普通教室の検討（小学校・中学校共通）

- ・1教室 35人学級とした場合、新JIS規格（650×450）の机が机間巡視の寸法を確保して、5×7列に配置できるスペースを基本とします。
- ・教室の規模は68㎡を標準とし、奥行・間口寸法については、今後の設計段階で合理的なスパンや柱寸法等により再検討を行うこととします。

標準教室レイアウト		教室寸法：8.5m×8.0m	
		 <p>【通路寸法の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机間：400mm ・机前後間：850mm 	
収納	個人ロッカー	・1人あたり W500×D400×H350	
	掃除用具入れ 雑巾掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除用具入れは教室内に設置 ・雑巾掛けは教室外に設置 	
共通事項	教材・教具収納スペース	・教師戸棚を設置し、教材を収納できるスペースを確保する。	
	黒板	・UDスライダ黒板とすることで、教壇は設置せずスペースの有効活用を図る。	
	情報機器 ICT環境	<ul style="list-style-type: none"> ・投影機器（プロジェクター）やスクリーンにより、ICT環境の充実を図る。 ・投影機器（プロジェクター）は電子黒板機能付きとし、ICT環境の充実を図る。 ・普通教室においても無線LAN環境を整備し、タブレット授業の実施等に対応できるICT環境とする。 	
	身体的距離の確保	・最低1mの身体的距離を確保する。	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板の両サイド、教室背面は基本的に掲示可能な仕上げとし、十分な掲示スペースを確保する。 ・ゴミ箱は分別手法の変化や使い勝手を考慮し、造作家具ではなく備品で対応する。 	

※この表は、文部科学省の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(中間報告)」をもとに、作成しています。

◆諸室の考え方

児童・生徒の学習内容に応じた教育、地域に根ざした学習活動が展開できるよう、各教室に必要な機能を満たしながら柔軟に計画するため、諸室の考え方について以下に示します。

【小学校ゾーン】

(1) 普通教室ブロック

○通常学級

- ・通常学級は12室とし、多様な教育活動が展開できるように配慮する。
- ・教室は、同学年が同一階となるように考慮する。
- ・教室内に適切な収納スペースを設けるように考慮する。
- ・普通教室ブロックにはオープンスペースを設け、手洗い場や教材スペース等の機能を持たせる。
- ・自然採光を確保することで、明るく居心地の良い学習空間とする。

○特別支援学級

- ・特別支援学級は2室とし、移動間仕切を設けるなど、障害種別に応じた多様な形態により利用することができるように配慮する。
- ・吊り遊具やクールダウン用スペース（小部屋等）の設置を検討する。
- ・バリアフリートイレに近接させる。

(2) 特別教室ブロック

○図工室

- ・図工室は1室とする。
- ・作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとし、作品の展示に配慮した設えとする。
- ・臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とする。
- ・図工準備室を1室設ける。

○音楽室

- ・音楽室は1室とし、音響及び防音に配慮した部屋とする。

(3) その他

○更衣室（児童用）

- ・着替えた衣服などが整理整頓でき、多目的な活用ができるように計画する。

【中学校ゾーン】

(1) 普通教室ブロック

○通常学級

- ・通常学級は6室とし、多様な教育活動が展開できるように配慮する。
- ・教室は、同学年が同一階となるように考慮する。
- ・教室内に適切な収納スペースを設けるように考慮する。
- ・普通教室ブロックにはオープンスペースを設け、手洗い場や教材スペース等の機能を持たせる。
- ・自然採光を確保することで、明るく居心地の良い学習空間とする。

○特別支援学級

- ・特別支援学級は2室とし、移動間仕切を設けるなど、障害種別に応じた多様な形態により利用することができるように配慮する。
- ・吊り遊具やクールダウン用スペース（小部屋等）の設置を検討する。
- ・バリアフリートイレに近接させる。

(2) 特別教室ブロック

○音楽室

- ・音楽室は1室とし、音響及び防音に配慮した部屋とする。
- ・音楽準備室を1室設け、授業用、クラブ用を含め、十分な楽器収納量を確保する。

○美術室

- ・美術室は1室とする。
- ・作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとし、作品の展示に配慮した設えとする。
- ・臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画をする。
- ・美術準備室を1室設ける。

○技術室

- ・技術室は1室とする。
- ・作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとし、作品の展示に配慮した設えとする。
- ・臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画をする。
- ・技術準備室を1室設ける。

(3) その他

○更衣室（生徒用）

- ・着替えた衣服などが整理整頓でき、多目的な活用ができるように計画する。

【小中共有ゾーン】

(1) 特別教室ブロック

○学校図書館

- ・学校図書館は1室配置する。
- ・蔵書を収める開架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保する。
- ・普通教室から移動しやすい場所に配置し、児童・生徒が気軽に立ち寄れる室となるよう配慮する。
- ・カーペットコーナーを設けるなどリラックスした雰囲気、学習や読書ができるようにする。

○自習室(ICT 教室)

- ・自習室は1室とし、小・中学校共用とする。
- ・図書館と隣接して計画し、調べ学習に対応できる場所とする。

○第一理科室、第二理科室

- ・理科室は2室とし、小・中学校共用とする。
- ・実験や観察を考慮した計画とする。
- ・臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とする。
- ・理科準備室を1室設ける。

○家庭科室

- ・家庭科室は1室とし、小・中学校共用とする。
- ・調理と被服を兼用できる実習台を設置する。
- ・ガスコンロの利用なども考慮し、十分な換気を確保する。
- ・被服と調理それぞれの教材を収納するスペースを確保する。
- ・家庭科準備室を1室設ける。

(2) 管理諸室ブロック

○職員室

- ・職員室は1室とし、小・中学校共用の部屋とする。
- ・職員室は、正門が見渡せる等、防犯対策や緊急対応がしやすい配置や動線となるように計画する。
- ・様々な情報を管理できる情報センター機能を整備し、校務処理などを支援する学校 LAN 等を構築し、情報環境を整え、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線などは増設・変更しやすいよう配慮する。
- ・打合せスペース、教材収納スペース等を備え、印刷室を近接する。
- ・給湯室を併設させる。

-
-
- 校長室
 - ・教職員・事務職員との連携が図りやすいように職員室・事務室に近接させる。
 - ・学校の歴史などに関わる各種資料などを保管するための棚を設置する。
 - 事務室
 - ・教職員との連携が図りやすいように職員室と近接させる。
 - 印刷室
 - ・職員室に隣接して配置し、教材・会議資料作成の機能を充実させる。
 - 放送室
 - ・職員室に近接して配置する。
 - ・防音、遮音性能を十分に満足する計画とする。
 - 会議室
 - ・会議室は1室とする。
 - ・会議室は、職員室に近接した場所に設置し、全職員が会議を行うことを想定した広さとする。また、移動間仕切りを設け、2室に分割して利用できるよう計画する。
 - 応接室
 - ・職員室、校長室に近接させる。
 - 職員玄関
 - ・出入口は上下足履き替えとし、バリアフリーに配慮する。
 - 職員トイレ
 - ・来客用のトイレも兼ねるため、バリアフリートイレを設ける。
 - 職員更衣室（男・女）
 - ・職員室に近接して配置する。
 - 職員交流スペース
 - ・教員がリフレッシュでき、コミュニケーションが生まれる場所を設ける。
 - 教材室
 - ・教材室は小・中学校それぞれ各階1室を整備する。
 - 保健室
 - ・保健室は1室とする。
 - ・緊急時の対応がスムーズになるよう配置及び動線に配慮する。
 - ・シャワーや洗い場を整備する。
 - ・保健室内にカウンセリングルームを配置する。

(3) 共有ブロック

○相談室

- ・児童・生徒の心身の不安に配慮した室内とする。
- ・進路指導室を兼ねる。

○生徒会室、児童会室

- ・生徒会、児童会の拠点とする。

○多目的室・オープンスペース

- ・大型モニターなどの情報機器を配置し、多様な活動が展開できるように計画する。
- ・教育実習などの大学連携の場や、PTA 総会の場所として、また、学年集会にも利用することを想定した部屋とする。
- ・複数の室に分割できるように移動間仕切りを設ける。
- ・オープンスペースには、ベンチ・図書スペースを設ける。

○小中交流スペース（ランチルーム）

- ・異学年交流を目的とし、一定程度の児童・生徒、教職員が一斉に使用できる程度の広さとする。
- ・近くに手洗い場を設ける。
- ・大型モニターなどの情報機器を配置し、多様な活動が展開できるように計画する。

○地域交流室

- ・学年を超えた交流の場、自由な活動ができる場所を設ける。
- ・高校生や地域住民との交流スペースや災害時等の避難場所としての活用を計画する。

○手洗い場

- ・各諸室からの利用動線に配慮し、利用しやすい間隔となるよう配置する。

○昇降口

- ・正門、ロータリーから分かりやすい、見通しのきく場所に配置する。
- ・昇降口には児童、生徒の寸法に合わせた下駄箱や傘立てを整備する。

○倉庫

- ・他の管理諸室の動線に配慮して配置する。
- ・必要に応じて、目的別、収納品ごとに数か所配置する。

○学年倉庫

- ・学年ごとに教材の保管が可能なスペースを確保する。

○トイレ

- ・トイレは乾式とする。
- ・児童・生徒の居住スペースの一部として、明るく清潔に使用できるよう考慮する。
- ・最低1か所はバリアフリートイレとし、車椅子等へ対応する。また、温水供給も検討する。

○廊下

- ・安全性に配慮した仕上げ等を採用する。
- ・作品や学習成果物の展示スペースを設ける。

○階段

- ・階段は、グラウンド・屋内運動場・特別教室などを利用する場合の動線に配慮し配置する。
- ・安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さについても十分に配慮する。

○エレベーター

- ・バリアフリーに配慮した配置、仕様とする。
- ・学習資材や楽器等の大型備品の運搬に必要なスペースを確保する。
- ・円滑な利用となるよう、たまりの空間を計画する。

【外構】

- ・敷地の外周部等に四季を感じることのできる樹木の植栽、花壇の設置等をし、緑豊かな環境を創造する。
- ・雨天時でも児童・生徒が集合できるような空間として、半屋外スペースの配置を検討する。

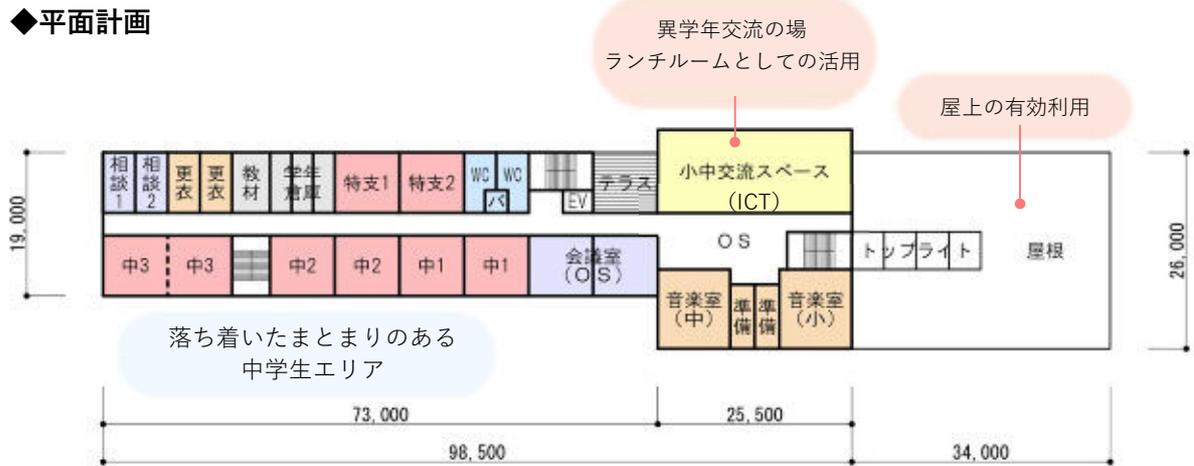
4. 基本計画案

4-1 基本計画案の方針

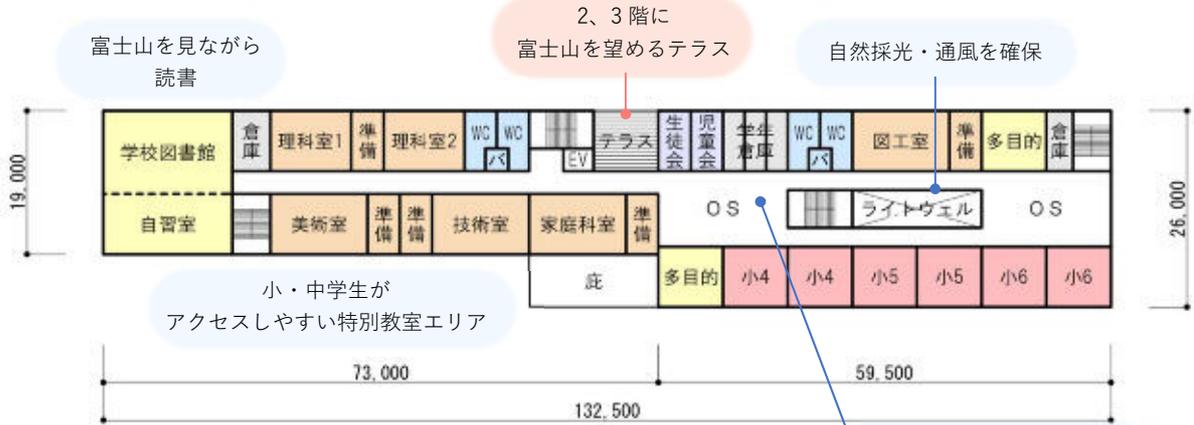
◆配置計画



◆平面計画



3階



2階



1階

<凡例>

						
普通教室	特別教室	管理諸室	小中交流諸室	地域交流室	トイレ	備品倉庫他

※赤枠 はワークショップ意見の反映事項

◆諸室の規模

区分	ブロック	室名	計画目標		計画案		備考欄
			部屋数	面積	部屋数	面積	
小	普通教室ブロック	通常学級	12	780	12	816	※
		特別支援学級	2	130	2	136	
	特別教室ブロック	図工室、準備室	1	130	1	136	準備室を含む
		音楽室、準備室	1	130	1	127.5	準備室を含む
	その他	更衣室(児童用)	2	65	2	68	
中	普通教室ブロック	通常学級	6	390	6	408	※
		特別支援学級	2	130	2	130	
	特別教室ブロック	音楽室、準備室	1	130	1	127.5	準備室を含む
		美術室、準備室	1	130	1	136	準備室を含む
		技術室、準備室	1	130	1	136	準備室を含む
その他	更衣室(生徒用)	2	65	2	68		
小中	特別教室ブロック	学校図書館	1	200	1	187	準備室を含む
		自習室	1	130	1	136	
		第一理科室、準備室	1	130	1	119	準備室を含む
		第二理科室、準備室	1	100	1	85	
		家庭科室、準備室	1	130	1	136	準備室を含む
	管理諸室ブロック	職員室	1	200	1	204	
		校長室	1	32.5	1	34	
		事務室	1	32.5	1	34	
		印刷室	1	32.5	1	34	
		放送室	1	22	1	34	
		会議室	1	130	1	136	移動間仕切により分割可
		応接室	1	32.5	1	34	
		職員玄関	1	32.5	-	-	
		職員トイレ	1	32.5	1	68	
		職員更衣室	2	65	2	28	
		職員交流スペース	1	32.5	1	34	
		教材室	2	44	2	64	
保健室	1	65	1	68			
小中	共有ブロック	相談室	2	65	2	68	進路指導室を兼ねる
		生徒会室	1	32.5	1	34	
		児童会室	1	32.5	1	34	
		多目的 オープンスペース	2	260	3	204	オープンスペースは廊下に計上
		小中交流スペース	1	300	1	280.5	
		地域交流室	1	300	1	323	
		手洗場	4	108	-	-	オープンスペースに配置
		昇降口	1	300	2	260	
		倉庫	2	44	2	72	
		学年倉庫	9	198	3	204	
		トイレ	5	325	4	272	
		廊下	1	1224	3	1801	
		階段	6	270	4	455	
エレベーター	1	30	1	36			
施設規模合計				7,142.5		7,773.5	

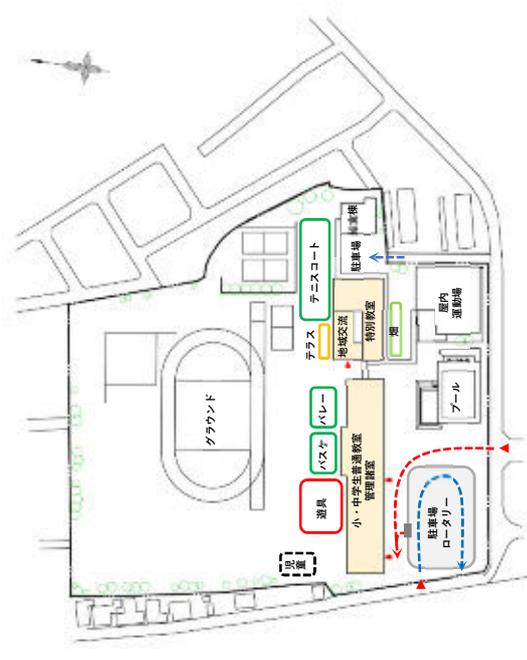
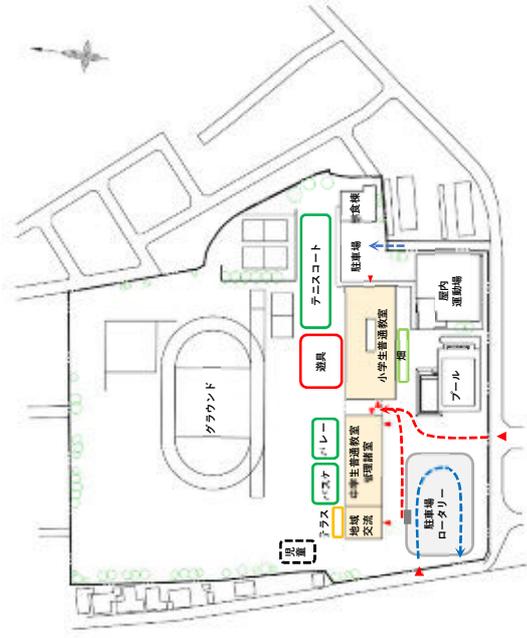
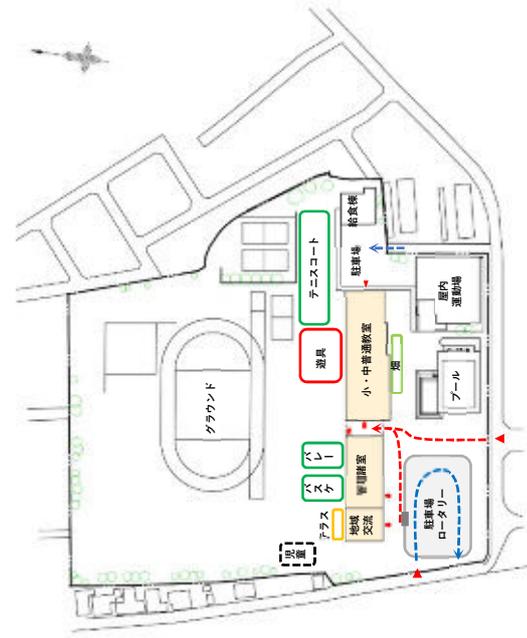
※必要な広さとして設定した1教室あたりの面積 65㎡(計画目標)に対し、本計画では68㎡(計画案)で検討しています。

4-2 検討の経過

◆配置計画の検討

◎採用

A 案		B 案		C 案	
小中分離	断面分離型	小中分離	平面・断面分離型	小中分離	断面分離型
校舎規模	3階建	校舎規模	3階建	校舎規模	3階建+2階建
配置・各階計画	小・中：別階	配置・各階計画	小・中：平面分離+別階	配置・各階計画	小・中：別階
	管理諸室：1、2階		管理諸室：1階		管理諸室：1階
	特別教室：2、3階		特別教室：2階		特別教室：1、2階
校舎	2,347.5㎡	校舎	2,058.5㎡	校舎	1,700.0㎡
3階床面積	2,694.0㎡	3階床面積	2,781.0㎡	3階床面積	2,818.0㎡
2階床面積	2,694.0㎡	2階床面積	2,934.0㎡	2階床面積	3,064.0㎡
1階床面積	7,735.0㎡	1階床面積	7,773.5㎡	1階床面積	7,582.0㎡
合計		合計		合計	



<凡例>

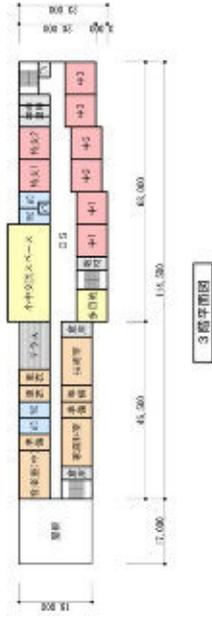


◆平面計画の検討

◎採用

A 案

校舎の中央に位置した
異学年交流の場



教室に面した
オープンスペース

管理諸室が
1、2階で分かれている



B 案

異学年交流の場
屋上の有効利用



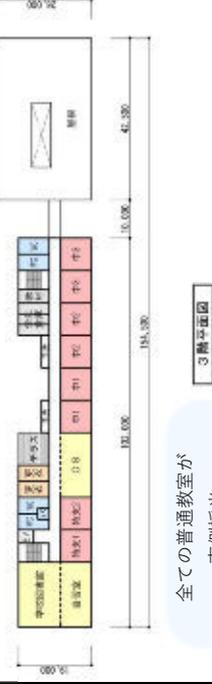
教室、光庭に面した
オープンスペース

小学生と中学生の昇降口を
分けて配置している



C 案

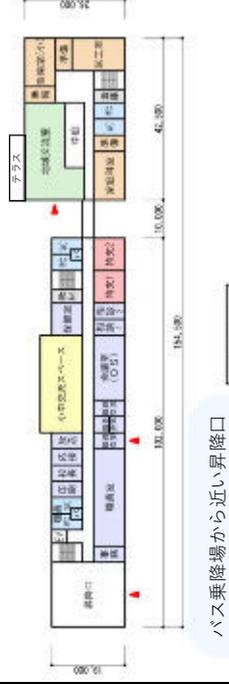
全ての普通教室が
南側採光



小学生普通教室が
1フロアにまとまっている

特別教室は
別棟に配置

バス乗降場から近い昇降口



◆比較検討

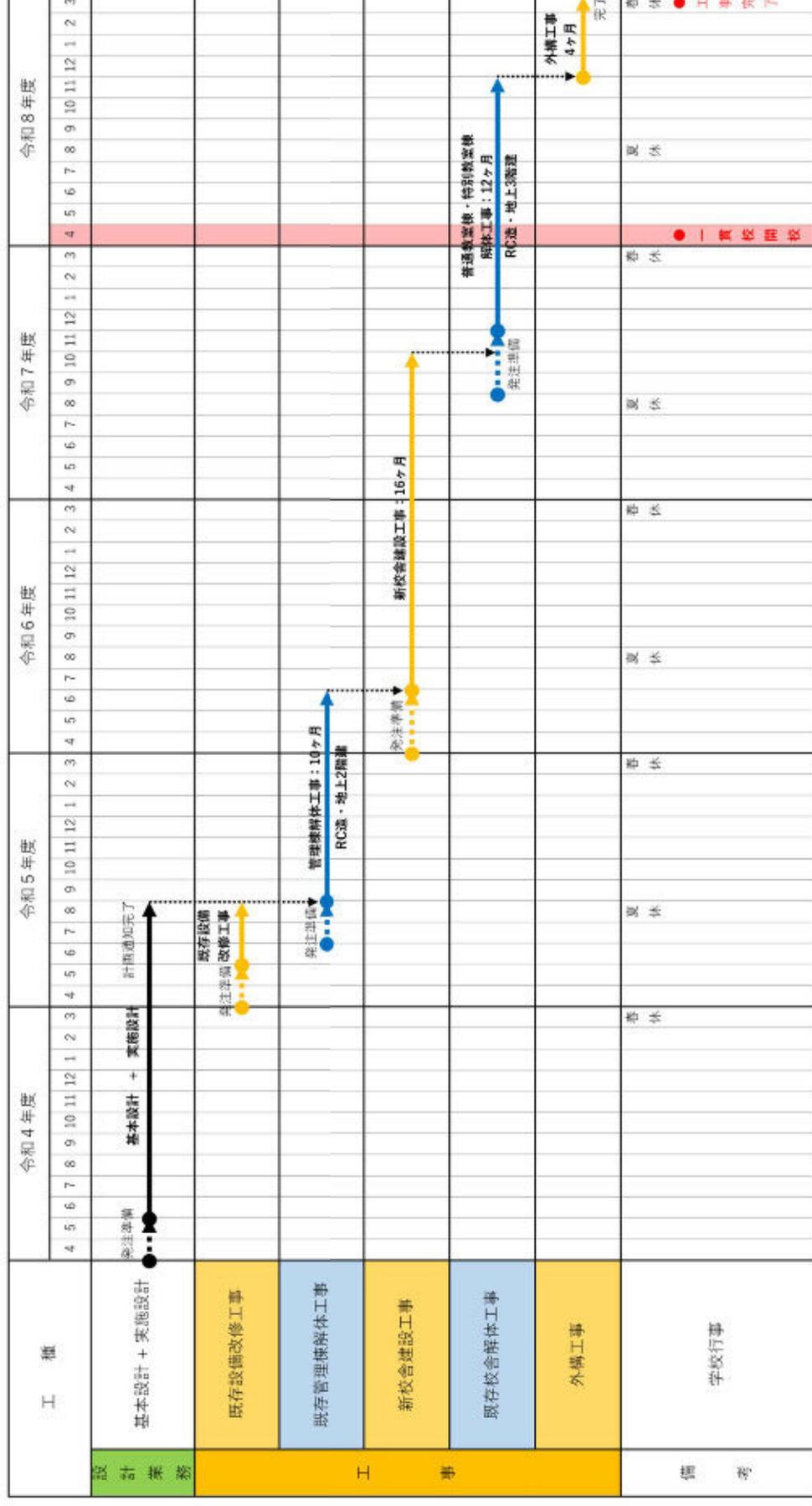
◎採用

案	A案	B案	C案	
小中教室配置分類	【小中断面分離型】	【小中平面・断面分離型】	【小中断面分離型】	
想定校舎規模	3階建	3階建	3階建（特別教室棟：2階建）	
各案の配置計画および各階計画	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生教室：別階 ・管理諸室：1、2F ・特別教室：2、3F 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生教室：平面分離・別階 ・管理諸室：1F ・特別教室：2F 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生教室：別階 ・管理諸室：1F ・特別教室：1、2F（別棟） 	
1. ワークショップによる提案内容	1. 地域交流スペース	○ 西側駐車場に隣接して配置	○ 西側駐車場に隣接して配置	○ 東側駐車場に隣接して配置
	2. 蒲原の魅力や歴史を学べる場	○ 地域交流室等に計画	○ 地域交流室等に計画	○ 地域交流室等に計画
	3. 異学年交流スペース	○ 3階に小中交流スペースを計画	○ 3階に小中交流スペースを計画	○ 1階に小中交流スペースを計画
	4. グラウンドに面したテラス	○ 地域交流室に隣接して配置	○ 地域交流室に隣接して配置	○ 地域交流室に隣接して配置
	5. 富士山を望める校舎	○ 小中交流スペースに隣接して富士山テラスを計画	○ 小中交流スペースに隣接して富士山テラスを計画	△ 3階に富士山テラスを計画
	6. 交流ラウンジ、ベンチ	○ オープンスペース内に設置可能	○ オープンスペース内に設置可能	△ オープンスペース設置なし
	7. 自習室、ICT教室	○ 学校図書館に隣接して配置	○ 学校図書館に隣接して配置	○ 学校図書館に隣接して配置
	8. 屋上の有効利用	○ 3階屋上の利用が可能	○ 3階および2階屋上の利用が可能	○ 3階および2階屋上の利用が可能
	9. 中庭、畑、ピオトープ	△ 畑、ピオトープを計画	○ 光庭(ライトウェル)、畑、ピオトープを計画	○ 中庭、畑、ピオトープを計画
	10. 遊具、屋外コート	○ グラウンドの一部に計画	○ グラウンドの一部に計画	○ グラウンドの一部に計画
2. 教育環境・連携	1. 異学年交流を促す環境	○ オープンスペースにて各学年の日常的な交流を促す計画	○ オープンスペースにて各学年の日常的な交流を促す計画	△ 教室の距離は近いが、交流を促す計画とは考え難い
	2. 教職員の連携・情報交換のしやすさ	△ 管理諸室が1、2階で分かれている	○ 管理諸室を同一階にまとめて配置をしている	○ 管理諸室を同一階にまとめて配置をしている
	3. 職員コーナーの設置	○ オープンスペース内に職員コーナーが設置可能	○ オープンスペース内に職員コーナーが設置可能	△ オープンスペース設置なし
3. 校舎環境	1. 教室とオープンスペースの関係性	○ 教室前にはオープンスペースを計画	○ 小学生教室前には、オープンスペースを計画	△ オープンスペース設置なし
	2. 教室の日当たり	△ 通常学級すべてが南側採光 特別支援学級が北側採光	△ 通常学級すべてが南側採光 特別支援学級が北側採光	○ 通常学級、特別支援学級のすべてが南側採光
4. 屋外環境	1. グラウンドの広さ	○ 現状と同程度の広さ	○ 現状と同程度の広さ	○ 現状と同程度の広さ
	2. 低学年の遊び場	○ 遊具を低学年教室の近くに配置	○ 遊具を低学年教室の近くに配置	△ 2階の教室からは距離がある
5. 動線	1. 乗降場（ロータリー）から昇降口へのアプローチ	△ 乗降場からやや距離がある位置に昇降口がある	△ 乗降場からやや距離がある位置に昇降口がある	○ 乗降場から近い位置に昇降口がある
	2. 正門から昇降口へのアプローチ	○ 正門から比較的近い距離に昇降口があるため、アプローチが分かりやすい	○ 正門から比較的近い距離に昇降口があるため、アプローチが分かりやすい	△ 正門からやや距離がある位置に昇降口がある
	3. 校舎からグラウンドへのアプローチ	○ ビロティを抜けてグラウンドに行きやすい	○ ビロティを抜けてグラウンドに行きやすい	△ 校舎西端に昇降口があり、グラウンドへの動線が長くなる
6. 工事	1. 工事中の既存校舎環境への影響	○ 新校舎と既存校舎との距離が比較的確保できる	○ 新校舎と既存校舎との距離が比較的確保できる	△ 新校舎と既存校舎との距離が少ないため、日照の確保が難しい
	2. 工事中の安全な動線の確保	○ 工事中の安全な動線を確保しやすい新校舎の配置	○ 工事中の安全な動線を確保しやすい新校舎の配置	△ 新校舎が東西に長い、敷地空地が限られ、工事中の安全な動線確保が求められる

5. 事業スケジュールと今後の課題

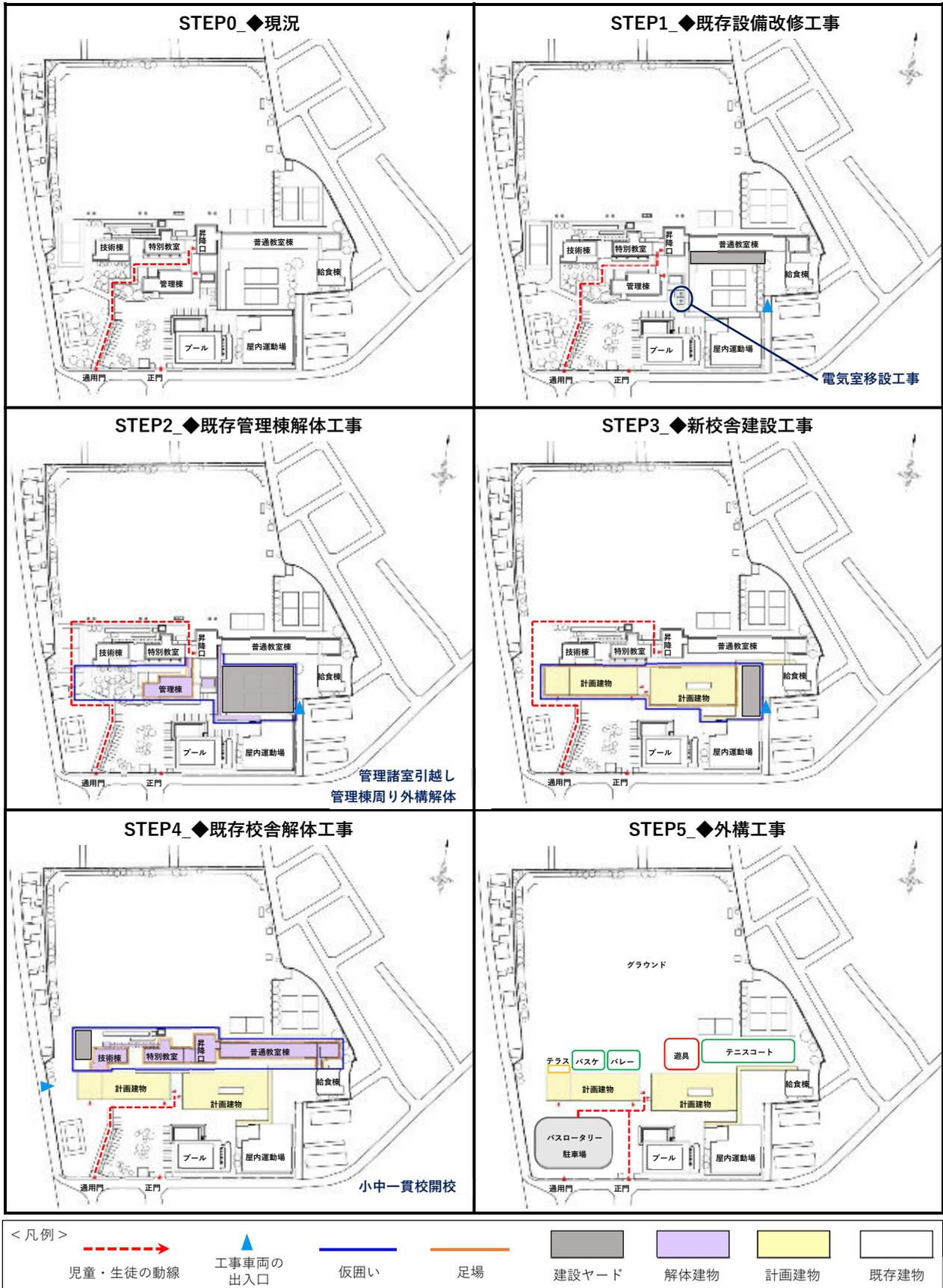
5. 事業スケジュールと今後の課題

5-1 事業スケジュール



※このスケジュールは、現時点で想定される最短のものですが、今後の設計業務や工事等の進捗状況により、変更になる場合があります。

5-2 工事工程スケジュール



5 - 3 建築関係法令・条例等

◆建築確認対象法令

No.	項目	内容
1	都市計画道路	前面道路は該当なし
2	区画整理区域	区域外
3	都市計画公園	区域外
4	開発行為 市街化調整区域	区画形質の変更がなければ該当なし
5	駐車場附置義務	対象外
6	自転車等駐車場附置義務	対象外
7	屋外広告物法	第2種特別規制地域
8	水道法	3階建以上の場合、中高層建築物の事前協議、本申請を行う
9	下水道法	下水道供給区域外
10	消防法	消防法に遵守すること
11	土砂災害(特別)警戒区域	区域外
12	地区計画区域	区域外
13	特別用途区域	区域外
14	高度地区	最高限2種(16m)

◆届出、報告が必要な法令

No.	項目	内容
15	中高層建築物	住居系の用途地域は建物高さ10mを超えて届出対象
16	景観法・景観条例	建物高さ10mを超え、もしくは延べ面積1,000㎡を超えて届出対象
17	バリアフリー法	延べ面積2,000㎡以上で届出対象
18	福祉のまちづくり	バリアフリー法適用のため届出不要
19	建築物省エネ法	延べ面積300㎡以上で適合義務
20	静岡県建築物環境配慮制度	延べ面積2,000㎡以上で届出対象
21	建設リサイクル法	解体時延べ面積80㎡以上、新築時延べ面積500㎡以上で届出対象
22	災害危険区域	区域外
23	都市機能誘導区域	区域外
24	居住誘導区域	区域内
25	路外駐車場	対象外
26	風致地区	区域外
27	みどり条例	都市計画区域内の公共建築物は緑化義務5%以上、緑化目標15%以上で届出対象
28	河川改修区域	区域外
29	雨水流出抑制	開発行為が1,000㎡未満であれば対策不要
30	雨水浸透阻害行為	区域外(特定都市河川流域ではないため)
31	文化財、遺跡	区域外
32	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物、延べ面積8,000㎡以上で届出対象
33	土壌汚染対策	解体等による土地の形質の変更面積が3,000㎡以上で届出対象
34	公害関係法令	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法に関する届出
35	環境影響評価制度	対象外

5 - 4 設計段階に向けた検討と課題

子どもたちや地域の方々が安心・安全、快適に利用できる学校づくりを行っていくために、設計段階に向けた課題等を整理し、引き続き検討・協議をしていく内容を下記に示します。

○構造計画に関して

- ・合理的でバランスの取れた構造計画を検討する。
- ・地盤の状況、建物特性、風の影響等を考慮した計画を作成する。
- ・本計画では、防災拠点・長寿命化の観点から、新校舎の構造は鉄筋コンクリート造が望ましい。

○引き続き検討していく課題点について

- ・各施設の運営の仕方を整理したセキュリティ計画の検討
- ・スクールバス等の通学手段の検討
- ・校舎建設時に利用できる屋外運動場の確保
- ・保護者送迎対応
- ・小中学校における管理諸室の共有化
- ・エコスクールを目指した取組
- ・安全性や快適性・経済性を踏まえた更なる施設規模のコンパクト化
- ・維持管理等のライフサイクルコスト縮減の実現に向けた考え方
- ・開校時期を考慮した工期短縮の検討
- ・幼小の連携について

○工事期間中の生徒への配慮

- ・学校部分と工事部分を仮囲いにより区画するなど、安全対策に十分配慮する。
- ・屋外運動場の使用が制約されるため、仮囲いで区画するなど体育の授業などに支障のないよう利用できるスペースを確保する。
- ・低騒音機械の使用や防音シートの使用などにより、騒音対策を十分に行う。
- ・工事現場の見学などにより、工事期間中だからこそ経験することができる建設工程や役割分担、安全対策などを学習する機会を設ける。

○開校時期について

開校時期については、令和8年度（2026年）4月を予定しています。

○最後に

令和4年3月に文部科学省より「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告があり、新しい時代の学びに対応した学校施設の整備の方向が示されました。課題の整理・検討・協議をすすめると共に、新整備指針を踏まえ、基本設計・実施設計を行っていくものとします。

蒲原小中一貫校校舎建設基本計画書
令和4年6月

製作：静岡市教育委員会
株式会社七丈設計